

長崎県後期高齢者医療広域連合議会 会議録（令和6年2月定例会）

令和6年2月定例会

令和6年2月14日（水曜日）午後1時00分開会

ホテルセントヒル長崎 3階 紫陽花の間

議事日程

- 日程1 会期について
- 日程2 議席の指定について
- 日程3 会議録署名議員の指名について
- 日程4 協議等の場に係る報告について
- 日程5 経過等の報告事項について
- 日程6 長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程7 長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程8 令和5年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
令和5年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程9 令和6年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
令和6年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程10 財産の取得について
- 日程11 議会運営委員の選任について
- 日程12 一般質問

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26名）

1番	大谷 恵次 君	2番	永田 勝美 君
3番	宮崎 良保 君	4番	百武 辰美 君
5番	村井 達己 君	6番	浪瀬 真吾 君
7番	山口 一三 君	8番	藤田 明美 君
9番	寺澤 佳洋 君	10番	小田 孝明 君
11番	平井 満洋 君	12番	神之浦 伊佐男 君
13番	山口 欽秀 君	14番	小島 徳重 君
15番	谷口 一星 君	16番	池田 稔巳 君
17番	山口 弘宣 君	18番	川崎 剛 君
19番	西田 京子 君	20番	本多 松弘 君
21番	本田 博之 君	22番	新川 英之 君
23番	古賀 豪紀 君	24番	澤勢 みずき 君
25番	福澤 照充 君	27番	毎熊 政直 君

欠席議員（1名）

26番 井上 重久 君

説明のため出席した者

広域連合長	古川 隆三郎 君	副広域連合長	杉澤 泰彦 君
事務局長	本多 浩志 君	企画監兼次長	中村 浩二 君
総務課長	有川 和彦 君	事業課長	高見 徹 君
保険管理課長	三谷 浩 君		

事務職員出席者

書記 松浦 貴美子 君

＝開会 午後 1 時 0 0 分＝

○議長（毎熊政直君）

それでは開会いたします。

出席議員は、定足数に達しております。

これより、令和 6 年第 1 回長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

初めに、例月出納検査報告につきましては、配付されております報告書のとおりであります。

本件は、地方自治法の規定により報告されたものでありますので、ご了承をお願いいたします。

日程 1 「会期について」を議題といたします。

今定例会の会期は、本日 1 日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（毎熊政直君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は 1 日間と決定いたしました。

日程 2 「議席の指定について」、各議員の議席は、お手元に配付しております議席表のとおり指定いたします。

日程 3 「会議録署名議員の指名について」は、7 番、山口一三議員、及び 1 0 番、小田孝明議員を指名いたします。

ここで、連合長から発言の申し出がっております。

連合長

【古川隆三郎君 登壇】

○連合長（古川隆三郎君）

皆さん、こんにちは。

本日は、広域連合議会 2 月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、県内各市町よりご参集、そしてご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

今年は、後期高齢者医療制度における、大きな制度改正等が行われる年であります。そのことを含め、この機会をお借りいたしまして、3 点、私のほうからお話をさせていただきます。

まず、1 点目です。「国の動きについて」であります。

マイナンバーカードの健康保険証の利用に関しまして、昨年 1 2 月末に、「マイナンバー法等の一部改正法の施行期日を定める政令」が閣議決定され、現行の健康保険証の廃止が本年、令和 6 年 1 2 月 2 日とされました。国に対しましては、健康保険証廃止に当たっての周知・広報について、国が責任を持って対処することを、昨年 1 1 月に国に対して、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、要望したところがございます。本広域連合といたしましても、県内市町と連携して、丁寧な周知・広報を行ってまいります。

次に 2 点目です。「令和 6 年度・7 年度の保険料率の改定」についてであります。

令和 6 年度は、保険料率改定の年度になります。

後期高齢者医療制度の保険料率は、法の定めにより、2 年ごとに見直しを行うこととされています。今回、令和 6 年度と 7 年度の料率を改定する必要があります。

料率設定に関しましては、団塊の世代の方全てが令和 7 年に 7 5 歳以上となること、被保険者数の増加、及びそれに伴う医療費の増嵩、さらに、令和 5 年 5 月 1 9 日に公布されました「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保

険法等の一部を改正する法律」により、出産育児支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直しが講じられることなどにより、令和5年度の剰余金見込額や財政調整基金の活用を図りましても、一定の引上げをお願いせざるを得ない状況でございます。

このことにつきましても、被保険者の皆様に、丁寧に説明していきたいと考えています。

最後に3点目です。「第3期データヘルス計画策定について」であります。

現在、令和6年度から令和11年度までの6カ年を計画期間とする「第3期データヘルス計画」の策定作業を進めています。本年3月の公表を予定しているところであります。

この計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」等に基づき策定するもので、本広域連合が取り組む保健事業の柱となるものであります。

広域連合といたしましては、この第3期データヘルス計画に基づき、被保険者の皆様が、できる限り長く在宅で自立した生活を送ることができるよう、取り組んでいきたいと考えているところであります。

本日は、「令和6年度一般会計及び特別会計予算」、「条例改正・財産の取得について」、皆様方に提案することにしております。

ご審議のほど、よろしく申し上げますとともに、各議案に対しまして、議員の皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶と報告にさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（毎熊政直君）

次に、日程4「協議等の場に係る報告について」を議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第12項、及び長崎県後期高齢者医療広域連合議会

会議規則第125条の規定に基づき協議等の場を臨時に設けたので、報告しようとするものであります。

その内容は、お手元に配付しております資料に記載のとおりでありますので、ご了承ください。

次に、日程5「経過等の報告事項について」、事務局の説明を求めます。

総務課長

○総務課長（有川和彦君）

それでは、「経過等の報告事項について」、ご説明いたします。

資料は、ピンク色の表紙の1ページをお開きください。

前回開催の運営委員会以降における広域連合の主要な事項について、経過などの報告をいたします。

まず1、国の動向についてです。

昨年12月5日に開催された「経済財政諮問会議」において、少子化対策の財源確保や医療・介護保険制度の持続性確保のため社会保障改革工程の素案が示され、12月末の閣議で決定されました。

また、こども家庭庁においては「支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会」において、「こども・子育て支援金制度」の素案を示し、支援金の拠出については、各医療保険者が被保険者等から保険料と合わせて支援金を徴収することとし、同じく12月末の閣議で決定されました。今後、今年の国会に関連法案が提出されることとなります。

次に、令和6年度の予算案における社会保障費は、前年度比2.3%増の37兆7,193億円と、初めて37兆円台となり、医療機関に支払う診療報酬については0.88%のプラス改定、薬価等は1%のマイナス改定となりました。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナ

ンバー法)等の一部改正法の施行期日を定める政令が閣議決定され、現行の保険証については、本年12月2日から新規発行を終了することが決定されました。

2、国に対する要望についてです。

令和5年11月15日、後期高齢者医療制度の基盤強化や持続性を確保し、必要な改善を図るため、国による積極的な対応や、実現に向けた取組を要望し、6項目について要望書を、武見敬三厚生労働大臣に提出いたしております。

続きまして、3、懇話会について。2ページになります。

今年度、第2回目は、令和5年12月12日に開催し、出席委員は7名でございました。

協議内容、主な質問・主な意見は記載のとおりです。参考として、懇話会委員の名簿を掲載しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

続きまして3ページ、第3期データヘルス計画の策定についてでございます。

広域連合では、平成27年3月に「第1期データヘルス計画」を、平成30年3月に「第2期データヘルス計画」を策定し、保健事業等を実施してまいりました。今年度で第2期の計画期間が終了するため、現在、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期データヘルス計画」の策定を行っております。

現在、作成いたしました計画案について、懇話会、市町関係及びパブリックコメントで意見照会を行ったところでございます。今後、いただいた意見を参考に計画案を見直し、令和6年3月末までに計画を策定いたします。

以上が、「経過等の報告事項」でございます。

○議長（毎熊政直君）

ただいまの経過報告については、ご了承をお願いいたします。

次に、日程6「議案第1号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

ただいま上程されました、議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

白色の表紙「定例会議案」は1ページから4ページまで、緑色の表紙の「定例会説明資料」は1ページから3ページまででございます。併せてご覧いただきたいと思っております。

それでは、白色の表紙「定例会議案」の3ページをご覧いただきたいと思っております。

3ページの下段、提案理由に記載のとおり、地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員に対し、令和6年度から勤勉手当を支給することができることとされたことを踏まえ、広域連合職員の給与に関する条例について、所要の整備を行うものでございます。

改正条文につきましては、4ページに記載しておりますが、その内容につきまして、緑色の表紙「定例会説明資料」でご説明したいと思っております。緑色の表紙の「定例会説明資料」2ページをご覧いただきたいと思っております。

2ページ、横書きの表の中ほど、「主な内容」の上段に記載のとおり、地方公務員法第22条の2、第1項第2号に掲げるフルタイムの会計年度任用職員への勤勉手当の支給は、検討課題とされていたことから、本広域連合も、これまで支給しないことを基本としてまいりました。

今回、改正法において、パートタイムの会計年度任用職員のうち、対象となる職員に対して、勤勉手当を支給することができることとされたこと、併せて、総務省通知により事務処理マニュアルが改正され、フルタイムの会計年度任用職員に対しても、対象となる職員に適切に勤勉手当を支給すべきとされたことを受け、所要の整備を行うものです。

施行期日は、「主な内容」の一番下に記載のとおり、令和6年4月1日でございます。

3ページには、条例の新旧対照表を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

議案第1号の説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（毎熊政直君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示してください。

○議長（毎熊政直君）

なければ、これをもって「議案第1号」に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。

○議長（毎熊政直君）

ないようですので、これをもって討論を終結し、採決いたします。

「議案第1号」を、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（毎熊政直君）

ご異議なしと認めます。よって「議案第1号」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程7「議案第2号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

ただいま上程されました、議案第2号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

白い表紙の「定例会議案」は5ページから9ページまで、緑色の表紙の「定例会説明資料」は5ページから45ページまででございます。

それでは、白色の表紙「定例会議案」の7ページをご覧いただきたいと思います。

7ページの下段、提案理由に記載のとおり、今回の改正は「令和6年度及び令和7年度の保険料率並びに令和6年度以後の保険料賦課限度額等に関する事項、保険料の算定方法及び保険料の均等割軽減判定に用いる額」等について定めようとするものでございます。

まず、今回の改正の柱であります「令和6年度及び令和7年度の保険料率」について、説明いたします。緑色の表紙「定例会説明資料」の15ページをご覧いただきたいと思います。

「1 保険料率算定に係る法律」として、枠囲みの中に、保険料に係る関係法令を記載しておりますが、後期高齢者医療制度の保険料率は、予想される費用の額、収入の額に照らし、2年の特定期間ごとに見直すこととされております。

また、今回は、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」が改正されまして、賦課限度額が80万円に引き上げられました。

なお、この賦課限度額につきましては、枠外に※印で記載しておりますとおり、激変緩和措置として、令和6年4月以降に75歳に到達し、資格を取得する者を除き、令和6年度は73万円となります。

これらの関連法令に基づき、保険料率を算定いたしますが、現在の保険料率は2に

記載のとおり、均等割 4万9,400円、所得割 9.03%でございます。

「3 次期特定期間保険料率の試算結果」でございますが、今回は、均等割5万2,400円、所得割10.31%と、均等割・所得割ともに引き上げるものでございます。

16ページをご覧いただきたいと思っております。

保険料上昇の主な要因でございますが、3点記載しております。

1点目は、現役世代の後期高齢者支援金の伸びと、後期高齢者の保険料負担率の伸び率が同じとなるよう、高齢者負担率が11.72%から12.67%に見直しされたこと、2点目は、少子化を克服し、子育てを全ての世代で支援するため、出産育児支援金が導入されたこと、3点目は、団塊の世代が後期高齢者医療制度に加入し、被保険者数が大幅に増大すること、でございます。このような要因から、一定の引上げは避けられないものと考えております。

16ページから17ページにかけて、今回の保険料率試算に用いた費用額等を記載しております。

まず、16ページの「4 保険料試算に用いた費用額」の(1)医療給付費等総額でございます。

まず、被保険者数については、各市町の住民基本台帳を基に、年齢到達による新規被保険者と、過去の死亡や転入転出状況等を勘案し、表の2行目に記載のとおり、令和6年度を23万4,572人、令和7年度を24万260人と推計しております。

次に、1人当たり給付費ですが、※印に記載しております診療報酬改定の影響を考慮して推計し、その結果、表の3行目に記載のとおり、令和6年度が

103万1,765円、令和7年度が103万9,048円となりました。

そして、表の3行目に記載のとおり、全体の医療給付費としましては、令和6年度が2,420億2,332万5,068円、令和7年度が

2,496億4,155万3,757円と推計しております。

(2) 財政安定化基金拠出金から、17ページの(6) その他の費用までは、それぞれの必要額を算定しております。

17ページの「5 保険料試算に用いた収入額」でございますが、(1) 国庫負担金から(7) 国庫補助金までは、それぞれの算定省令等に基づいて推計したものであり、この中で(1) 国庫負担金と(5) 後期高齢者交付金につきましては、高齢者負担率12.67%で見込んでおります。

(8) 繰越金、(9) 財政調整基金、(10) 財政安定化基金交付金は、保険料率の上昇を抑制するための財源となるものでございますが、繰越金を13億円、財政調整基金を35億円と見込んでおります。

この3つの収入額につきましては、それぞれ括弧書きで、前回令和4年度・5年度の保険料率算定時の金額を記載しております。3つの合計額は、前回は46億円、今回は48億円となっております。

ただいま、ご説明いたしました費用額及び収入額の詳細な推計内容につきましては、30ページから44ページまでに記載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

18ページ及び19ページをご覧くださいと思います。

こちらの資料で、今回の制度改正について、ご説明をいたします。

まず、上段の枠をご覧くださいと思います。

①出産育児支援金の導入でございます。先ほど申し上げたとおり、子育てを全ての世代で支援する観点から、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みであり、被保険者1人当たりの負担額は、単年度で646円となる見込みであり、長崎県の支援金額は、約1億5,300万円なる見込みでございます。

次に、②高齢者負担率の見直しでございますが、現役世代の負担軽減を図るため、介護保険を参考に、後期高齢者1人当たり保険料の伸び率と、現役世代1人当たりの後期高齢者支援金の伸び率が同じになるよう、高齢者負担率が見直され、ア)に記載

のとおり、令和6・7年度の負担率は12.67%とされました。また、制度改正が行われなかった場合の負担率は、12.24%と示されております。

枠内の下段、括弧の中に記載しておりますが、この①及び②の制度改正に伴う保険料増加分は、均等割と所得割の比率を見直し、所得割で負担するよう調整することとなり、所得割を負担する低所得層と、収入が高額であり賦課限度額に到達する被保険者に対して、激変緩和措置が講じられることとなります。

18ページの中ほどより下をご覧くださいと思います。

令和6・7年度の均等割額は5万2,400円、所得割率は10.31%、1人当たり保険料は、年額6万8,987円と見込まれます。

その下のグラフでございますが、設定条件といたしまして、夫婦2人世帯で、妻の年金収入は80万円以下として、夫の年金収入を横軸に、世帯の保険料額を縦軸とするグラフでございます。

また、グラフの上段が所得割、下段が均等割となっております。

まず、上段の所得割ですが、長崎県では、被保険者の約33%の被保険者が対象となっております。

グラフ内の左側、四角囲みに記載のとおり、年金収入が153万円から211万円までの方は、激変緩和措置として、制度改正が行われなかった場合の高齢者負担率、12.24%、制度改正が実施されなかった場合に予定されていた賦課限度額、67万円を用いて計算した、所得割率9.52%で保険料を計算することとなります。これは、濃い色の三角の部分、これが軽減されることとなります。

なお、該当すると見込まれる被保険者数は約3万人、12.6%でございます。

次に、所得割の上段の賦課限度額でございますが、令和6年3月末時点で被保険者等である方は、激変緩和措置により賦課限度額が73万円となり、該当すると見込まれる被保険者数は約1,700人、0.73%でございます。

グラフの下段、均等割についてでございます。年額5万2,400円を負担してい

ただきますが、均等割額の7割・5割・2割を軽減する制度がございます。

19ページには、ただいま申し上げた軽減制度のうち、5割軽減と2割軽減に係る軽減判定の基準額が、政令改正により見直しとなりますので、見直し後の所得要件等を記載しております。

今回、基準額の見直しが行われなかった7割軽減を含め、表の一番右側の列に記載しているとおり、被保険者の75%の方が、いずれかの軽減制度の適用を受けることとなります。

20ページをご覧いただきたいと思います。

こちら、20ページは、「保険料率算定表」でございます。

先ほど、ご説明させていただきました費用額、収入額について、推計結果の数値を当てはめたものでございます。表の右から2列目「合計」で、具体的にご説明いたします。

一番上の「費用」の表の合計欄4,966億8,213万754円から、その下の「収入」の表の合計欄4,531億4,685万6,094円を差し引いたものが、上から3つ目の表の一番上、「保険料収納必要額」の合計の欄に記載のとおり、435億3,527万4,660円となり、これが、被保険者の皆様にご負担していただく保険料の必要額となります。

この必要額に、予定保険料収納率を99.57%として割り戻したものが、賦課総額の437億2,328万4,785円となり、これを2年で割った218億6,164万2,392円が、単年度分の賦課総額となります。

これを、2つ下の表に記載している「応能応益割合43:57」に応じて、所得割賦課総額と均等割賦課総額に振り分けたものが、その下の表でございます。

左側の表が所得割率の算定をしたもので、所得割賦課総額が94億50万6,229円となり、賦課限度超過額を調整した後の所得割率が、10.31%となります。

また、右側の表が均等割額の算定をしたもので、均等割賦課総額が
124億6,113万6,163円となり、これを被保険者数の令和6年度及び7年
度の平均である23万7,416人で算定いたしますと、均等割が
5万2,400円となります。

以上の算定結果から、資料一番下の「保険料率・被保険者1人当たり保険料額」の
表、一番右側の列に記載のとおり、令和6年度及び令和7年度の保険料率につきまし
ては、均等割額5万2,400円、所得割率10.31%と試算したところでござい
ます。

なお、21ページには、被保険者数や医療費総額等の推移を、22ページから28
ページには、市町ごとの被保険者数、医療費総額等の推移を記載しておりますので、
後ほどご参照いただきたいと思います。

それでは、29ページをご覧くださいと思います。

こちら29ページでございますが、「令和6年度市町別医療給付費に対する保険料
額の割合」を、上段にグラフ、下段に表として記載しております。

上段のグラフをご覧くださいと思います。医療給付費に対する保険料額の割合
を棒グラフにしており、色が濃い黒い棒が保険料軽減前の割合、少し薄い棒が軽減後
の割合となっております。

軽減後保険料で見ると、県内市町の平均が6.63%であり、実際に負担する軽減
後の保険料額の医療給付費に対する割合の高い方を、左から記載しております。

申し訳ありませんが、45ページをご覧くださいと思います。

こちらに、「九州各県の令和6年度・7年度保険料率試算状況」を記載しておりま
す。これは、本年1月に厚生労働省へ報告されたものを調査したものです。

長崎県は、九州8県の中で、均等割額及び所得割率ともに7番目となる見込みであ
り、九州8県全てが保険料率の引上げとなる見込みでございます。

これまでご説明させていただいた保険料率の改定を含め、長崎県後期高齢者医療広

域連合後期高齢者医療に関する条例の改正内容について、ご説明いたします。

大変申し訳ございません。この緑色の表紙「定例会説明資料」の6ページにお戻りいただきたいと思っております。横表の資料になります。

この6ページ及び7ページの資料、中ほどの「主な内容」の欄をご覧いただきたいと思っております。

まず、条文の改正内容として、1点目は、ただいまご説明いたしましたとおり、令和6年度・7年度の保険料率について、所得割率、均等割額ともに改正し、引き上げるものといたしております。

次に2点目。政令改正に伴う改正でございますが、(1) 令和6年度以後の保険料を算定するときの賦課限度額を80万円に改正し、引き上げるもの。(2) 出産育児支援金等の納付が新たに加わることから、賦課総額の算定方法を改めるもの。(3) 所得割総額を、均等割額総額の48分の50に相当する額に改めるもの。(4) 令和6年度以後の被保険者均等割軽減判定に用いる基準額のうち、5割軽減及び2割軽減に係る基準額を改めるものでございます。

次に、附則により定める内容として、(5) 賦課限度額の特例として、7ページの「主な内容」欄の一番下に①、②として記載しておりますが、令和6年3月以前に75歳に到達し、資格を取得している者等については、令和6年度は73万円とすること、8ページの「主な内容」欄に記載しております(6) 所得割率及び賦課限度額の特例として、令和5年の基礎控除後の総所得金額が58万円を超えない者は、従前の例により算定を行い、賦課限度額を67万円、後期高齢者負担率を100分の12.24とし、この場合の所得割率を100分の9.52とするものでございます。

施行期日は、記載のとおり、令和6年4月1日でございます。

条例の新旧対照表を、9ページから12ページに掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思っております。

議案第2号の説明は、以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い

いたします。

○議長（毎熊政直君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示してください。

2番、佐々町、永田議員

○2番（永田勝美君）

ページを指定と言われたんですが、全体に関わることなので、今回の保険料改定に伴う、いわゆる保険料収入の総額はお幾らというふうに試算されているのかということ、1点伺いたいと思います。

○議長（毎熊政直君）

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

ただいまご説明させていただいた、令和6年度・7年度の保険料率を改定した後の保険料の総額が幾らになるのかというご質問でしょうか。

○議長（毎熊政直君）

2番、佐々町、永田議員

○2番（永田勝美君）

要するに、保険料率及び保険料額、均等割額等を据え置いた場合と、それから要するに引き上げた場合、今回の提案のとおりですね。引き上げた場合との差額が幾らに

なるのかなと。

○議長（毎熊政直君）

保険管理課長

○保険管理課長（三谷浩君）

差額については出しておりませんが、議員が把握をしたいという意図は、賦課総額で、20ページでご説明した保険料賦課総額というところ、単年度で218億6,164万2,392円、保険料としては必要額と見込んでいるということでございます。

○議長（毎熊政直君）

2番、永田議員

○2番（永田勝美君）

私が質問した意図は、要するに今回所要額がこれだけになりましたというご説明だったんですけども、所要額を得るために、保険料の引上げによらない方法はないのかということを知りたいがために、そのためには、保険料を引き上げることによって、収入がどれだけ増えたのか。それに代わる対応というのはないのかということを知りたいわけなんです。

○議長（毎熊政直君）

保険管理課長

○保険管理課長（三谷浩君）

法に基づいて計算するという事ですから、保険料を算定するに当たっては、必要額から収入額を引いて、不足分を保険料額でお願いするという事でございます。

以上でございます。

○議長（毎熊政直君）

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

補足して、ご説明させていただきます。

永田議員がご質問したいのは、多分料率改定をしなかった場合に、どれだけの差があるのかということだと思います。申し訳ございません。その料率改定をしなかった場合で、これだけ収入が不足するというふうな試算は、私どもはしておりません。

ただ、今回、先ほどご説明の中で申し上げた様々な要素の中で、どうしても医療給付費が伸びてくる。それを賄うために、保険料率を引き上げさせていただいて、それで収支のバランスをとるというふうな事と、先ほどのご説明の中でも申し上げましたが、その引上げを少しでも軽減するために、財政調整基金の繰入れ、それと繰越金、決算剰余金になりますけれども、それ投入して、上がり幅を少しでも下げることでの試算の結果が、今、説明させていただいたことになります。

ですから、基金35億と、繰越金13億、これを導入したとしても、やはり医療給付費の伸びを賄うためには、一定の引上げをお願いせざるを得ないというふうに、試算の結果としてなっております。

以上でございます。

○議長（毎熊政直君）

2番、永田議員

○2番（永田勝美君）

趣旨は分かりました。趣旨は分かりましたが、元来、後期高齢者保険制度というのは、後期高齢者医療の持続可能性を担保するというのが、主な説明で、それで創設されたというふうに認識しています。

であれば、この間ずっと続けてきた、いわゆる給付が増えるということは当初から分かっていたわけで、そういった中で、毎回毎回保険料引上げというのは、要するに右肩上がりでずっと保険料は上がってるわけです。じゃあ高齢者の所得というのは増えてるのかと。増えてないですよ。高齢者の所得増えてないし、実質賃金は下がってます。一般勤労者のですね。そういった点から見れば、こういうやり方というか、いわゆる保険料、足りない分を、いわゆる給付に足りない分を、被保険者に、いわゆる高齢者に負担を求めるというやり方は、既に限界に来てるのではないかというふうに私は考えていますが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（毎熊政直君）

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

私どもも、高齢者の皆さんの生活というものは厳しいものがあるというふうに感じております。ただ、そういった中で、後期高齢者医療制度を安定的に運営していくためには、どうしても料率改定というものが必要になるというふうに、私は考えております。

ですから、そこが過度な負担にならないように、国のほうで制度を考えてほしい。

仕組みを考えてほしいというふうなことを、全国協議会を通じて、要望を続けております。

以上でございます。

○議長（毎熊政直君）

ほかに。

13番、壱岐市、山口議員

○13番（山口欽秀君）

緑の16ページに関わって、質問します。

まず、保険料上昇の主な要因ということで、高齢者負担率の見直しをしたんだと。で、現役世代との伸び率を同じにしたということでもあります。

これも、これについては10月20日の議員研修のときに説明されたというふうに思っていますが、結果的にこの保険料率の、今回は大幅な引上げというふうに私は思っているわけですね。

その1つに、この現役世代の伸び率を投じたということでもあります。これは、保険料を抑制するために、徐々に現役世代との伸び率を調和させていくという考えはなかったのか。もう一気に今年一緒にするんだという形での、保険料率の引上げをしたのかと、そのあたりの判断を、ひとつお聞かせください。

2つ目に、4番の「保険料試算に用いた費用額」の（2）の財政安定化基金拠出金に関わって、質問します。

この財政安定化拠出金は、今回、基金残高が十分あるから、基金は積立てず、拠出しなかったと、こういう説明であります。その財政安定化基金の目的は、保険料率増加抑制のために準備しておくもんだと言いながら大幅に上げて、でも拠出金は0にすると、こういうやり方というのは、やっぱり大幅な値上げという意識がないのか。

単なる机上の収支で料率を考えているようにしか思えないんですが、そのあたりの財政安定化基金を用いた保険料率の抑制という点で、どうであったのかということです。それを2点、お願いいたします。

○議長（毎熊政直君）

保険管理課長

○保険管理課長（三谷浩君）

まず、高齢者負担率について、ご説明します。

高齢者負担率は、令和4年度の高齢者負担率を軸として、伸び率を、介護保険の伸びと合わせるということですから、一気に上がるということではなくて、介護のほうの伸び率と合わせるような形でしておりますので、後期高齢者の負担率は、令和4年度を軸として、伸び率は伸びていくというふうな状況でございます。

それと、財政安定化基金のところでございますけれども、現在、長崎県と財政化安定化基金について、令和7年度以降交付ができるかという調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（毎熊政直君）

13番、山口議員

○13番（山口欽秀君）

1番目の現役世代との調整を一緒にしたということですよ。したがために、しない程度に抑えれば、抑制も可能であったんじゃないかと。で、今年できないにしても、何年か、2、3年後、徐々に近づけていくと、伸び率を。というようなことでの

手だてで、抑制はできなかつたのかということについては、どうなのでしょう。

○議長（毎熊政直君）

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

先ほどご質問いただきました、後期高齢者負担率、これにつきましては先ほど課長が申し上げたとおり、今回一気に高齢者支援金の伸び率と一致させるということではございません。段階的に増やしていくというふうな考え方で、今回が12.67%になったという状況でございます。

この点につきましては、やはり今後、少子高齢化ということで、働く世代、若者世代の負担が非常に大きくなってきているということで、少しでも抑えるために高齢者にも一定の負担をいただきたいという国の考え方の下、今回12.67%に引上げがされたということでございます。

これを実施しなかった場合というご質問だったかと思えますけれども、これからの後期高齢者医療制度、また全ての医療保険制度、これを持続させていく、安定的に持続させていくためには、一定の見直しという部分は必要であるという国の判断の下、このような見直しが行われたというところでございます。

以上でございます。

○議長（毎熊政直君）

13番、山口議員

○13番（山口欽秀君）

全体として、保険料がどんどん上がっていて、私が言いたいのは、今回の値上げは

今までになく大幅だと。やっぱりそれをどう抑えていくかという努力がされたのかという点が、聞きたいわけですね。そういう点で、法改正されたから、現役世代との伸び率を一緒にしたよということではありますが、まずそこも考えてほしかったと。

それと一緒に一番重大なのは、この財政、2番目に聞いた財政安定化基金を0にしている。今回もこれだけの大幅な値上げをしたのに、大幅な値上げをしたという意識がないんですか。

とりわけ緑の資料でいくと、31ページに、財政安定化基金の拠出を、平成30年度からやってませんよね。なぜですか。

で、一方で、十分積立金があるから拠出はしなくていい。でも大幅に上げて、負担を増やすという。どっかおかしいっていうか、ここを変えなければ、保険料負担が増えるばかりだという点、私は考えますが、どうでしょうか。

○議長（毎熊政直君）

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

ただいま質問いただいておりますこの財政安定化基金拠出金、この拠出金の部分につきましては、県が保有している基金に対して、私ども広域連合が支出をし積立てを行うという部分でございます。

多分、今山口議員がおっしゃられてる大幅な料率改定、その抑制財源として使うものにつきましては、17ページの（10）財政安定化基金交付金、この部分だと思います。

この部分につきましても、今回は交付予定額0円というふうなことになっております。財政安定化基金の交付につきましては、長崎県のほうとも協議をさせていただいております。ただ、この安定化基金の取崩しの理由としましては、急激な保険料収入の

不足が生じた場合、または医療給付費が急激に増となったときに、取り崩して使うということが本来の目的でございます。

ただ、これを保険料率の軽減、これに使うこともできるとされております。そこで、長崎県とも協議を続けております。ただし、現在の社会情勢の中で、医療給付費が急増する場合もなきにしもあらずと考えられます。ですから、長崎県と協議しておりますが、今回、令和6年度・7年度の予定としては、交付を0円ということで長崎県とお話をさせていただいているところです。

ただ、これにつきましては、継続して長崎県と協議を続けさせていただきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（毎熊政直君）

事務局にお願いします。当然、保険料の値上げについては、様々な質疑、ご意見が出るということは当初から一定分かってる。全ての議員さんだって、保険料値上げは反対なんです。しかし、そういう今の財政の状況その他を勘案して、今意見を聞いてる。質疑に対するあなたたちの答弁のほう準備不足です。きちんとした答弁を、的確に質疑の内容を把握して、的確な答弁をするようにお願いをしておきます。

○議長（毎熊政直君）

10番、雲仙市、小田議員

○10番（小田孝明君）

ちょっとお尋ねいたします。15ページの下のほうで、県内統一料率、均等割4万9,400円、所得割9.03%ですね。それから次期保険料ということで、均等割が5万2,400円、所得割が10.31%。均等割で3,000円、それか

ら所得割で1.3%、1.28%上がるようです。

それから次のページの、保険料試算に用いた費用額っていうところで、1人当たりの給付費 103万1,765円、0.25%増、それから令和7年度が、103万9,048円、0.71%増。これを見ますと、この0.25と0.71を足して、0.96です。

それから下の令和6年度の医療費は、診療報酬がプラス0.73%。薬価相当がマイナスの0.97%。材料価格が0.01%。令和7年度が、診療報酬が0.88%上がります。薬価は0.97%下がります。それから材料価格が0.2%下がります。これを足していっても、この今回の所得割の1.28%ですか。率の上げ方が大きいですよ。それを説明してください。

○議長（毎熊政直君）

保険管理課長

○保険管理課長（三谷浩君）

今回、次期保険料率が上がる仕組みということでございますけれども、収入が減少することが大きな要因となります。

資料の20ページ、収入の合計欄 4,531億円となっておりまして、参考として、その右側、前回の部分ですが 4,263億円と、収入が減っております。この大きく減る理由というのが、17ページでございますが、保険料試算に用いた収入額、こちらの(1)の○のところに、高齢者負担率12.67という記載がありまして、前回は11.72%であった、そして(5)の後期高齢者交付金にも12.67となりましたと記載をしていますが、この変更により収入が大きく減ることになりました。

この結果、その影響を受けて、保険料が上がったという仕組みでございます。

○ 10 番（小田孝明君）

収入は何%減ったんですか。

○議長（毎熊政直君）

まだ答弁できませんか。

保険管理課長

○保険管理課長（三谷浩君）

先ほど申しました、後期高齢者交付金、17ページの（5）ですが、20ページの収入の⑤後期高齢者交付金の合計額と、前回の部分、参考の部分と比較しますと

4.6%収入が減ってございます。

そして、20ページの①の国庫負担金は6.9%ほど減少してございます。

以上でございます。

○議長（毎熊政直君）

10番、小田議員

○ 10 番（小田孝明君）

私は、一人一人の被保険者の所得が減るとおっしゃった。その所得はどのくらい減るということで見ているのかということをお聞きしたんですけど。所得に応じて、今度は、10.31%課税されるわけですね。だからその所得はどのくらい減るので、10.31と、その所得の額、何%減るのかということ。

○議長（毎熊政直君）

保険管理課長

○保険管理課長（三谷浩君）

申し訳ございません。所得が減るところは見込んでございません。以上でございます。

○議長（毎熊政直君）

10番、小田議員

○10番（小田孝明君）

所得割ということは、一人一人の被保険者の所得に、10.31%掛けていくわけですね。だから所得が減るならば、前年度よりも所得が減るならば、少し上げて、同じ額を確保するという、それ分かるんですけども。全体の個人の所得がどのくらい減るということを予想して、この所得割率を出されたかということをお聞きしたいんですよ。

○議長（毎熊政直君）

保険管理課長

○保険管理課長（三谷浩君）

この所得割、10.31%でございますけれども、その前年の収入を所得に換算して、その基礎控除を引いた残りに10.31を付加するという仕組みでございます。収入が、前年の収入が例えば減られた。そういう方の場合については、所得割率も付加される金額自体は、それに応じて下がってくるという仕組みでございます。

○議長（毎熊政直君）

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

小田議員のご質問でございますが、先ほど、私が高齢者の生活というものは非常に厳しいと、厳しくなっているというふうな発言をさせていただきました。それは、年金は上がったんでしょうけど、物価の上昇に比べて年金収入は増えてない。そういった中で、収入というものは減ってきているというふうなお話をさせていただいたのを踏まえてのご質問かと思えます。

この所得割率10.31%、これを試算する場合に、各被保険者の皆さんの所得がどれくらい下がるのかとか、どれくらい上がるのか、そういったものを加味して試算するのではなく、必要な経費というものがどれだけあって、それに対して入ってくる収入がどれだけあるのか。それを私どもで試算をさせていただいて、その支出と収入の差、これを被保険者の皆さんからの保険料で賄う。それをどう皆さんに負担していただくかということで、試算をした結果、所得割率が10.31という結果となったということでございます。

以上でございます。

○議長（毎熊政直君）

ここで皆様方にご案内しておきます。質疑の回数については、会議規則第52条により、質疑は同一議員につき、同一議題について、3回を超えることができないとなっております。ご了承をお願いいたします。

それではほかにございませんか。

17番、大村市、山口議員

○17番（山口弘宣君）

緑の説明資料の15ページの真ん中から下、令和6年度の賦課限度額について。激変緩和措置 73万円とありますけれども、本当は66万円が80万円に上がった。

その激変緩和措置として73万になってるんですが、これは令和6年度だけの措置ということで、理解していいんでしょうか。

○議長（毎熊政直君）

保険管理課長

○保険管理課長（三谷浩君）

令和6年度限定の激変措置でございます。

○議長（毎熊政直君）

17番、大村市、山口議員

○17番（山口弘宣君）

本来は80万円、14万円も値上げになってるんですが、この限度額80万円を払うことになる、一番下の年収は大体どれぐらいになるんですか。これは66万円のときも、80万円になってからも、その最低の年収のほうは変わらないんですか。

この2点について答弁をお願いします。

○議長（毎熊政直君）

保険管理課長

○保険管理課長（三谷浩君）

73万円に賦課限度額が到達する金額は、年金収入で890万2,379円以上となります。

また80万円の限度額につきましては、年金収入が961万7,066円以上ある

方となります。

以上でございます。

○議長（毎熊政直君）

ほかに。ほかになければ、これをもって、議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に対する討論に入ります。

19番、諫早市、西田議員

○19番（西田京子君）

私は、議案第2号、長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論をいたします。

本議案は、令和6年度及び令和7年度の保険料率、並びに令和6年度以降の保険料賦課限度額、保険料の算定方法及び保険料の均等割軽減判定に用いる額などを改定する条例案であります。

保険料率については、令和4年度及び令和5年度の所得割率が、100分の9.03から100分の10.31に、均等割額が、同じく4万9,400円を5万2,400円とする改定案であります。

所得割率改定により、年収153万円以上の高齢者の保険料を引き上げようとするものであります。また、所得割がかからない均等割だけの人にも、保険料値上げが降りかかってきます。

さらに、出産育児支援金の納付が新たに加わることによる、保険料賦課総額の算定方法の改正です。これは、1人当たりの負担額646円ということですが、これは、国が子供の出産一時金・育児一時金拡充の財源の一部を、75歳以上の高齢者

に負担させようとするものであります。

また保険料の賦課限度額を、激変緩和措置はありますが、66万円から14万円上げて、80万円に引き上げようとするものです。

所得の少ない人に係る保険料の減額対象者の拡充はされておりますが、均等割保険料の値上げによる影響は出てきます。

2008年度に後期高齢者医療制度が導入されて、この15年間、保険料は2年ごとに値上げされ続け、さらに値上げで、高齢者に大きな負担を強いることとなります。

よって、議案第2号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」に、反対の討論といたします。

○議長（毎熊政直君）

議案に対する反対討論・賛成討論は、議会申し合わせ事項により各1名までとなっております。

ただいま反対討論が出されましたので、ほかに賛成討論はございませんか。

はい、25番、長崎市、福澤議員

○25番（福澤照充君）

議案第2号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、賛成の立場から意見を申し上げます。

高齢化社会が進展する中で、やはりこの社会保障制度の安定化を図るために法改正が行われておりまして、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の仕組みの導入、そして後期高齢者医療における高齢者の保険料の負担割合の見直しが決まりましたが、やはりこれは負担能力のある方に可能な範囲で負担をしてもらうことによつて、今、少子化が非常に進んでいるわけですが、若い世代の負担を少しでも減らして、全ての世代が安心して支え合う、持続可能な社会保障制度を構築し、次

の世代を引き継いでいく、こういう観点からの制度改正ではないかと理解をしております。

長崎県の後期高齢者の1人当たりの医療費を見ますと、全国的にもやはり高い水準が続いていて、先ほどお話もありましたが、団塊の世代がこれから全て後期高齢者になり、今後もやはり医療費というのは増大することが見込まれておりまして、やはりこの制度の安定化、そういったことから考えますと、この保険料についての一定程度の引き上げはやむを得ないと考えております。

ただ、ご説明にもありましたように、保険料の上昇というのは、やはり被保険者の生活には非常にやはりこれは大きな影響が及びますし、今後もぜひ国に対して財政支援の働きかけを強化していただいて、急激な保険料の上昇の抑制に取り組んでいただくことを要望し、賛成討論といたします。

○議長（毎熊政直君）

これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第2号を、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者 起立】

○議長（毎熊政直君）

起立多数であります。よって議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程8「議案第3号」及び「議案第4号」を一括議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

ただいま上程されました、議案第3号「令和5年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び、議案第4号「令和5年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、一括してご説明いたします。

まず、議案第3号「一般会計補正予算（第1号）」でございますが、白い表紙の定例会議案の13ページをご覧くださいと思います。定例会議案の13ページでございます。

一般会計補正予算（第1号）は、第1条に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1,518万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を、2億5,008万6,000円とするものでございます。

なお、各費目につきましては、14ページ及び15ページの第1表、歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

次に、議案第4号「特別会計補正予算（第2号）」でございますが、29ページをご覧くださいと思います。

特別会計補正予算（第2号）は、第1条に記載のとおり、歳入歳出それぞれ35億2,886万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を、2,401億9,032万2,000円とするものでございます。

なお、各費目につきましては、30ページ及び31ページの第1表、歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

補正予算の主な内容につきまして、緑色の表紙、定例会説明資料により、ご説明いたします。定例会説明資料の48ページ及び49ページが一般会計補正予算の見積総括表、50ページ及び51ページが特別会計補正予算の見積総括表でございます。

それでは、52ページ及び53ページをご覧くださいと思います。

この52ページ及び53ページに、今回の一般会計及び特別会計補正予算の主な内

容を、「2 補正予算概要図」として記載しておりますので、こちらでご説明をさせていただきます。

この見開きの資料でございますが、令和4年度の決算剰余金、及び令和5年度歳出不用見込額等の整理を記載しており、上段が一般会計、下段が特別会計でございます。

まず上段、一般会計でございますが、52ページの左側、歳入において、令和4年度の決算剰余金を、7款 繰越金として1,518万4,000円受け入れます。

その横、歳出の枠に矢印が伸びておりますが、2款 総務費 財政調整基金費において、基金積立金の財源といたします。

次に、下段の図、特別会計をご覧いただきたいと思っております。

52ページに記載している、歳入の枠組みの中の大きな枠、8款 繰越金として、令和4年度の決算剰余金45億2,201万3,000円を計上しております。このうち、まず、純剰余額21億9,355万8,000円につきましては、53ページに矢印が伸びておりますが、歳出、6款 基金積立金の財源となります。

52ページ、歳入の8款 繰越金の枠に戻っていただきまして、純剰余額の下、要精算額23億2,845万5,000円につきましては、市町、国、支払基金への精算・返還の財源といたします。

要精算額のうち、市町への精算4億4,136万7,000円、一番下の支払基金への精算5億5,575万7,000円につきましては、それぞれの左側の枠に記載しております、1款1項 市町負担金、及び4款1項 支払基金交付金の令和5年度中に受け入れる金額との間で、相殺処理を行います。

次に、国への精算13億3,133万1,000円につきましては、53ページに矢印が伸びておりますが、歳出、8款 諸支出金13億3,133万1,000円の財源として、国に対する返還を行います。

53ページ、歳出の枠の右側の2つの枠、まず上段の枠に記載しておりますとおり、1款 総務費において、人事院勧告に基づき、会計年度任用職員及び任期付職員に係

る人件費を124万2,000円増額するとともに、レセプト点検事業費における不用見込額1,600万円を減額し、この枠囲みの一番上に記載しております合計1,475万8,000円を減額し、その財源分を矢印のとおり、6款 基金積立金において積み立てます。

また、右側下段の枠に記載のとおり、5款 保健事業費における会計年度任用職員及び任期付職員に係る人件費を9万4,000円増額いたしますので、矢印の先、6款 基金積立金において、先ほどご説明した令和4年度決算剰余金のうち、純剰余額21億9,355万8,000円と、1款 総務費における不用見込額1,475万8,000円の合計から、5款 保健事業費における増額補正分9万4,000円の財源分を差し引いた22億822万2,000円を、財政調整基金に積立てを行おうとするものでございます。

54ページをご覧いただきたいと思います。

こちらは、歳出予算の増額に伴い、その対応財源である歳入の増額を記載しております。

右側の歳出、4款 特別高額医療費共同事業拠出金につきましては、昨年10月に送付された拠出金額決定通知に基づき、不足見込額397万7,000円を増額し、その財源として、左側の歳入、5款 特別高額医療費共同事業交付金を同額増額するものでございます。

55ページには、療養給付費負担金について、今回の補正予算後の市町ごとの一覧表を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

議案第3号及び第4号の説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（毎熊政直君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

なお質疑の際は、指定箇所のページをお示してください。

ないようですので、これをもって、議案第3号。

はい。10番、雲仙市、小田議員

○10番（小田孝明君）

はい。ちょっとお尋ねいたします。53ページのレセプト点検事業費、委託料の1,600万円の減ということで挙がっておりますけど、レセプト点検というのは大切な事業じゃないかと思うんですけれども、この委託料の減額、どのようなことで、こういう減額になったのでしょうか。

○議長（毎熊政直君）

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

レセプト点検事業費の不用額見込みの1,600万、これにつきましては、このレセプト点検事業を、毎年度委託をしております。そして、複数の業者に入札をしていただいております。その入札の結果として、入札差金、不用額が生じたということでございます。

以上でございます。

○議長（毎熊政直君）

ほかにございませんか。

ほかになければ、これをもって、議案第3号、及び議案第4号に対する質疑を終結

いたします。

これより、議案ごとに順次、討論採決を行います。

まず、議案第3号「令和5年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」に対する討論に入ります。

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第3号を、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（毎熊政直君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「令和5年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」に対する討論に入ります。

何かありませんか。なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第4号を、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（毎熊政直君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程9「議案第5号」及び「議案第6号」を一括議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

ただいま上程されました、議案第5号「令和6年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第6号「令和6年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、一括してご説明いたします。

まず、議案第5号「令和6年度一般会計予算」について、ご説明いたします。

白い表紙の定例会議案の47ページをご覧いただきたいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億5,803万4,000円とするものでございます。

また、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては、第2条及び第3条に記載のとおりでございます。

歳入歳出予算の各款及び項ごとの金額につきましては、48ページ及び49ページの第1表、歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

歳入歳出予算の詳細につきましては、緑色の表紙、定例会説明資料により、ご説明いたします。説明資料の58ページ及び59ページをご覧いただきたいと思います。

58ページに、歳入歳出それぞれの款ごとの金額を表にして、記載しております。この表の一番下の行、歳入合計及び歳出合計は、先ほど申し上げたとおり、それぞれ2億5,803万4,000円でございます。

この表を円グラフにしたものを59ページに記載しており、上段が歳入、下段が歳出でございます。上段の歳入につきましては、市町からの分担金及び負担金が、歳入総額の約94%を占めており、下段の歳出につきましては、職員給与費等を含む総務費が、歳出総額の約98%を占めております。

それでは、歳入歳出予算の主な内容について、ご説明いたします。60ページ及び61ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入でございます。上段の1款1項1目 市町負担金2億4,302万円でございますが、これは広域連合事務局に係る人件費、事務費等に対する、市町からの共

通経費負担金でございます。

次に、中ほどの6款2項1目 財政調整基金繰入金1,500万3,000円でございます。これは、先ほどご審議いただきました、議案第3号「令和5年度一般会計補正予算」により積立てを行う、令和4年度決算剰余金の事務費相当を取り崩すものでございます。

60ページの一番下、歳入総額は2億5,803万4,000円で、この行の一番右側、差引きの欄に記載のとおり、令和5年度と比較して、2,313万2,000円の増となっております。

次に、歳出でございます。62ページ及び63ページをご覧いただきたいと思います。

まず、1款 議会費243万4,000円でございますが、これは議会定例会等の開催に係る経費でございます。

次に、2款 総務費2億5,304万4,000円でございます。主なものとしまして、1項1目 一般管理費は2億5,093万2,000円で、広域連合が直接支給する時間外勤務手当などの職員手当、広域連合が負担する人件費負担金、事務室借り上げや事務機器等に係る経費などがございます。

この一般管理費において、前年度と比較し2,398万5,000円の増となっておりますが、64ページ及び65ページをご覧いただきたいと思います。

63ページから記載しております説明欄の5、その他事務経費において、65ページの説明欄の上段、⑦公金振込手数料が令和6年10月から有料化されることに伴い2,420万2,000円が皆増となったことによるものでございます。

その他、2款 総務費においては、運営委員会費、選挙管理委員会費、監査委員費など、それぞれの事務等に係る経費を計上しております。

64ページの一番下、歳出総額は、歳入総額と同額の2億5,803万4,000円で、この行の一番右側、差引きの欄に記載のとおり、

令和５年度と比較して、２，３１３万２，０００円の増となっております。

以上が令和６年度一般会計予算でございます。

引き続き、議案第６号「令和６年度特別会計予算」について、ご説明いたします。

白い表紙の定例会議案、こちらの７３ページをご覧いただきたいと思います。

第１条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ

２，４５２億５，９４３万９，０００円とするものでございます。歳入歳出予算の各款及び項ごとの金額につきましては、７４ページ及び７５ページの第１表、歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

次に、第２条、債務負担行為につきましては、７６ページの第２表、債務負担行為に記載のとおり、ＳＶＦソフトウェア保守業務委託について、債務負担行為を設定するものでございます。

また、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては、第３条及び第４条に記載のとおりでございます。

歳入歳出予算の詳細につきましては、緑色の表紙の定例会説明資料により、ご説明いたします。定例会説明資料の６８ページ及び６９ページをご覧いただきたいと思います。

６８ページに、歳入歳出それぞれ款ごとの金額を表にして記載しておりますが、この表の一番下の行、歳入合計及び歳出合計は、先ほど申し上げたとおり、それぞれ２，４５２億５，９４３万９，０００円でございます。

この表を円グラフにしたものを６９ページに記載しており、上段が歳入、下段が歳出でございます。上段の歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、そして現役世代からの負担金である支払基金交付金、この３つを合わせますと、歳入全体の約８２％となっております。

また、各市町からの負担金である市町支出金は約１７％であり、被保険者の皆様か

ら納めていただく保険料負担金は、制度の趣旨から申し上げますと約10%となりますが、保険料の軽減等に係る国からの補填等がありますので、実質的には約6%となっております。

下段の歳出につきましては、保険給付費が歳出全体の約99%を占めております。

70ページには、国庫支出金や県支出金といったものの、歳入の流れをまとめた表を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

それでは、歳入歳出予算の主な内容について、ご説明いたします。

まず、歳入でございますが、72ページ及び73ページをご覧くださいと思います。

1款 市町支出金、1項1目 事務費負担金3億9,245万8,000円でございますが、これは保険給付にかかる事務費について、各市町に負担いただくものでございます。

2目 保険料等負担金214億3,129万1,000円でございますが、前年度に比べ、21億5,346万3,000円の増となっております。これは、第2号議案でご審議いただいた、保険料率の改定や、被保険者数の増に伴うものでございます。

3目 療養給付費負担金194億8,743万5,000円でございますが、これは、保険給付費に係る市町の定率負担分で、負担割合は対象額の12分の1でございます。保険料等負担金と同じく、被保険者数の増に伴う保険給付費見込みの増により6億3,132万9,000円の増となっております。

次に、74ページ及び75ページをご覧くださいと思います。

2款 国庫支出金、1項1目 療養給付費負担金584億6,230万4,000円でございます。これは、保険給付費に係る国の定率負担分で、負担割合は対象額の12分の3でございます。こちらも、被保険者数の増や、保険給付費見込みの増により、18億9,398万8,000円の増となっております。

2目 高額医療費負担金 13億5,767万円でございますが、レセプト1件当たり80万円を超える医療費について、この超える額のうち保険料等で賄うべき部分の4分の1を国が負担するものでございます。

2項1目 調整交付金 259億5,371万8,000円でございますが、これは、広域連合間の財政を調整することを目的として交付されるものであり、75ページの説明欄の表に記載のとおり、普通調整交付金 201億7,843万2,000円、特別調整交付金 57億7,528万6,000円でございます。

次に、76ページ及び77ページをご覧いただきたいと思います。

3款 県支出金、1項1目 療養給付費負担金 194億8,743万5,000円でございますが、これは保険給付費に係る県の定率負担分で、負担割合は市町と同じく、12分の1でございます。こちらも、被保険者数の増、保険給付費見込みの増により6億3,132万9,000円の増となっております。

2目 高額医療費負担金は、国と同額の13億5,767万円でございます。

4款 支払基金交付金、1項1目 後期高齢者交付金 942億8,961万1,000円でございますが、これは国民健康保険や協会けんぽなど、現役世代が加入している医療保険者が負担するものであり、こちらも保険給付費見込みの増により、12億7,815万7,000円の増となっております。

78ページ及び79ページをご覧いただきたいと思います。

7款 繰入金、2項1目 財政調整基金繰入金 13億7,123万9,000円でございます。これは、先ほどご審議いただきました議案第4号「令和5年度特別会計補正予算」により積立てを行う、令和4年度決算剰余金の事務費相当分を取り崩すもの、及び先ほどご審議いただいた議案第2号「医療に関する条例の一部を改正する条例」の説明の際、保険料率の負担増を軽減する財源として、財政調整基金を2年度間で35億円取り崩すとご説明させていただきましたが、そのうち、令和6年度に取り崩す11億円、そして令和6年度に行う次期標準システム機器更改に係る積立て分の

取り崩し、合わせて13億7,123万9,000円を繰り入れるものでございます。

8款 繰越金は、令和5年度の決算剰余金見込額を計上しております。

10款 諸収入、3項4目 第三者納付金2億951万2,000円でございますが、これは交通事故など、第三者の行為により医療給付を行った場合の、第三者に対する賠償請求に伴う納付金でございます。

78ページの一番下、歳入総額は2,452億5,943万9,000円で、この行の一番右側、差引きの欄に記載のとおり、令和5年度と比較して

85億9,798万3,000円の増となっております。

80ページ及び81ページをご覧いただきたいと思います。

次に、歳出についてご説明いたします。1款 総務費、1項1目 一般管理費5億1,217万2,000円でございますが、これは共同電算処理手数料や画像レセプト管理システム手数料などの医療給付業務、被保険者資格管理業務、標準システム運用等に係る経費などでございます。

81ページの説明欄の一番下、5 標準システム機器更改経費2億560万9,000円でございますが、これは、令和6年度に延期となった後期高齢者医療保険制度の事務処理を行うための標準システムの機器更改経費でございます。

82ページ及び83ページをご覧いただきたいと思います。

2項 医療費適正化事業費2億15万1,000円でございますが、前年度と比較し、4,705万3,000円の増となっております。これは、2目 普及啓発事業費において、令和6年度における保険料率の改定や被保険者証の廃止など、全ての被保険者の皆様に周知を図るためのダイレクトメールの作成、送付するための経費が皆増となり、6,471万2,000円の増となったことなどによるものでございます。

84ページ及び85ページをご覧いただきたいと思います。

資料中ほどの訪問指導事業費につきましては、6款 保健事業費において実施する

ため、廃目となっております。

次に、2款 保険給付費 2, 428億6, 927万8, 000円でございます。

令和5年度と比較し、82億8, 370万1, 000円の増となっております。

主な内訳としまして、1項1目 療養給付費 2, 269億1, 990万1, 000円

で、令和5年度と比較し、32億6, 146万8, 000円の増となっております。

これは、被保険者数の増加と1人当たり給付費が増加傾向にあることなどを踏まえ、増額を見込んでおります。

86ページ及び87ページをご覧いただきたいと思います。

2款 保険給付費、2項1目 高額療養費は135億2, 706万4, 000円、3項1目 葬祭費は3億1, 104万円でございます。

88ページ及び89ページをご覧いただきたいと思います。

5款 支払基金拠出金、1項1目 出産育児支援金1億5, 335万1, 000円でございます。これは、子育てを社会全体で支援するため、制度改正により、後期高齢者医療制度が出産育児一時金の財源の一部を支援することとなり、令和6年度から新設する費目でございます。

この5款 支払基金拠出金の新設に伴い、以降の款の番号が1つずつ繰り下がっております。

6款 保健事業費、1項1目 健康診査費4億6, 895万8, 000円で、前年度と比較し、3, 576万5, 000円の減でございます。この健康診査費は、各市町への健康診査業務委託料などであり、施設入所者など、健診の対象外となる方を除いて積算したことによる減となっております。

90ページ及び91ページをご覧いただきたいと思います。

2目 その他健康保持増進費5億9, 146万円でございます。この「その他健康保持増進費」において取り組んでおります事業は、91ページの説明欄に記載のとおりでございますが、91ページの説明欄、5 訪問指導事業費は、1款2項 医療費

適正化事業費から組み替えたものでございます。

また、6 高齢者の特性を踏まえた地域保健事業につきましては、令和6年度は県内20市町で実施予定でございます。

次に、94ページ及び95ページをご覧いただきたいと思います。

10款 予備費は3億1,891万4,000円であり、ページの一番下、歳出総額は、歳入総額と同額の2,452億5,943万9,000円で、この行の一番右側、差引きの欄に記載のとおり、令和5年度と比較して、85億9,798万3,000円の増となっております。

96ページをご覧いただきたいと思います。

債務負担行為でございます。SVFソフトウェア保守業務委託でございますが、このSVFソフトウェアは、令和6年度に機器更改を行い、令和7年度からクラウド化され、本格運用となる新たな標準システムにおいて、標準システムで作成する帳票類、これを出力するためのソフトウェアであり、全国の広域連合が利用することとなります。

そこで、ソフトウェアの調達会社を、国民健康保険中央会が入札により選定し、広域連合ごとに契約を締結することとなっております。その入札の際、令和11年までの保守を締結する仕様となっていることから、債務負担行為を設定するものでございます。

期間は令和6年度から令和11年度まで、限度額は1,150万7,000円でございます。

以上が、令和6年度特別会計予算でございます。

なお、98ページから107ページに、参考資料を記載しております。

100ページから103ページには、一般会計及び特別会計の事務費負担金を、104ページ及び105ページには保険料等負担金、106ページ及び107ページには療養給付費負担金について、それぞれ市町別の一覧表を掲載しておりますので、ご

参照いただきたいと思います。

また、108ページには、本広域連合の財政調整基金の推移見込みを記載しておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。

長くなって本当に申し訳ございませんでした。議案第5号及び第6号の説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（毎熊政直君）

それでは議案に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示してください。

13番、老岐市、山口議員

○13番（山口鉄秀君）

緑の74ページの国庫支出金と、76ページの県支出金について、お伺いします。

この収入のところで、国庫支出金と県支出金が増えれば、保険料を上げなくても済んだというところがあると思うんですが、歳入について、国も県も歳入について増えていない。とりわけ広域連合として、国のほうへ要望事項を11月に出されておりますが、その中でもやっぱり今の広域連合の状況を、被保険者の状況を訴えて、国による財政措置を確実に実施するよという要望を出されておりますよね。これに対して、こういう要望を出した以上、国も要望に対して何らかの返答があったと思うんですが、どういう返答があったのかという点が1つ。

それから、やっぱり県のほうの支出金でいうと、先ほどの保険料の値上げのところで論議になりました、財政安定化基金交付金が今回計上されてないと。このあたり県のこの基金交付金を求めたのか、そのあたりもう一度お聞かせ願えますか。

○議長（毎熊政直君）

総務課長

○総務課長（有川和彦君）

1 件目の国に対する要望に関してですけれども、国に対する要望は11月に要望をしておりますけれども、実質的な回答というのはまだこちらのほうには来ておりません。

以上でございます。

○議長（毎熊政直君）

企画監

○企画監（中村浩二君）

財政安定化基金交付金について、県と話をしているのかというお話だったと思います。先ほど事務局長からもお話しさせていただいたように、県とは協議を継続しております。ただ、今回は出しますという回答はまだ来ていませんので、この保険料率の改定及び予算には盛り込んでおられません。引き続き県と協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（毎熊政直君）

13番、山口議員

○13番（山口鉄秀君）

国への要望は毎年のように出されているわけですね。その中身についても、この保険料については、保険料抑制のために財政安定化基金を活用できる仕組みの継続を、

というような形で支援を求めているわけで、この間財政的支援を国に求めてきているわけで、国の返答、今回だけじゃなくて以前も含めて、十分な返答になっていない、要望に応えていないということでしょうか。

○議長（毎熊政直君）

山口議員。議案第2号で審査したときの質疑と重複している質問内容となっております。そこら辺を整理して、質問をお願いいたします。

○13番（山口鉄秀君）

はい。国庫支出金、今後求めていただきたいということを強く、県のほうにも、値上げはある程度期日は決まっていたわけですから、まだ協議中というのはちょっと考えられないし、はっきり期日を決めて、この議会に合わせていくべきじゃないかなというふうに要望して、終わります。

○議長（毎熊政直君）

ほかにございませんか。

2番、永田議員

○2番（永田勝美君）

実務的なことですが、緑の資料の86ページの高額療養費の予算が、135億円ということで、令和5年度、88億2,000万円から150%ぐらい伸びというふうになっておりますが、この内容について、要因等についてご説明をいただきたいというのが1つと、それからあと最後のほうの、98ページ、99ページのところの各市町の負担金についてなんですけれども、これについては一定の基準があらうかというふうに思うんですけれども、全体の伸びが大体11.9%ぐらい負担金が増えて

いるように思いますが、私も対応する佐々町のところでは13%の伸びというふうになっております。こういう差が出るのは、どういうところがポイントなのかということについて、少しご説明いただきたいと思います。

以上2点です。

○議長（毎熊政直君）

保険管理課長

○保険管理課長（三谷浩君）

高額療養費、86ページですね。どうしてこういうふうな大きく伸びになったのか。原因については、令和4年の10月からスタートしました診療報酬改定で、看護の職員の方の給料とか、処遇改善のため、診療報酬のベースアップがかかって、改定されております。これにより、例えば入院、長期入院に係る部分での高額療養費が大きく伸びた要素がありましたので、令和6年度予算にはその点を踏まえて計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（毎熊政直君）

ほかにございませんか。

総務課長

○総務課長（有川和彦君）

市町の事務負担金のご質問だと思うんですけど、事務費負担金の割合は、均等割が10%、高齢者人口割が50%、人口割が40%というふうなことで、負担をさせていただいております。現在の負担割合は、広域連合後期医療者制度が導入されるときに、

各市町と協議を行った上で決定したものであります。

以上でございます。

○議長（毎熊政直君）

2番、永田議員

○2番（永田勝美君）

先ほどの高額療養費なんですけれども、先ほどのご説明だと、昨年の秋に、いわゆる看護職員の処遇改善等で、診療報酬が大幅に上がったかのようなお話がありました。そういう理解なんですか。要するに高額療養費だけがなぜ1.5倍も伸びるのかと。これはやっぱり非常に大きいなというふうに思うんですけども、そのあたりの数字のからくりがあれば、少しご説明いただきたいのです。

以上です。

○議長（毎熊政直君）

保険管理課長

○保険管理課長（三谷浩君）

入院とか外来とか、病院にかかった場合は、被保険者の方がご負担する負担額、これには限度額というのが設定されています。それを超える部分については、私どもが現物給付として、支払いするとことになります。

実質医療給付費の部分について、処遇改善に係る診療報酬がアップした場合、高額療養費の部分に大きく跳ね返ってきているというところがございます。資料で確認するとした場合には、緑の資料の21ページの中段のところ、4、医療給付費総額の高額療養費の推移として令和3・4・5年度の実績を記載しております。令和3年度が

8 2 億円、令和 4 年度が 9 4 億円となっておりますが、令和 5 年度見込では、1 3 2 億円となっております。

以上でございます。

○議長（毎熊政直君）

2 番、永田議員

○2 番（永田勝美君）

数字が、例えば今お示しされた 2 1 ページの資料でいうと、高額療養費の伸びは、令和 5 年度から令和 6 年度っていうのは、1 3 2 億円と 1 3 5 億円であんまり変わらないんですよ。令和 4 年度と 5 年度の間は、9 4 億円から 1 3 2 億円ということで、大きな開きがありますけれども、このあたりは 3 年度・4 年度っていうのは、コロナ等の影響もあるのかなというふうに思うんですけども、いわゆる高額レセプトがそんなに大量に増えるっていうことはちょっと考えられないし、何ていうか 1. 5 倍も高額療養費が増えるっていうのは、ちょっと意味不明というふうに言わざるを得ないと思います。

○議長（毎熊政直君）

保険管理課長

○保険管理課長（三谷浩君）

2 1 ページの 1 3 2 億円については、実績見込額でございますけれども、8 6 ページ、令和 5 年度の 8 8 億 2, 8 0 0 万円の予算編成の際は、令和 4 年・5 年度の料率改定時の推計値を基として見込みをしておりました。実際には、令和 4 年 1 0 月からの診療報酬の改定、看護の処遇改善が行われたことを原因として予算が不足し、予算

流用を行い対応している状況でございます。

○議長（毎熊政直君）

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

高額療養費について、令和4年度から令和5年度、令和5年度は決算見込みということでございますが、先ほど課長が説明したとおり、その看護職に係る診療報酬改定の影響もあるかと思えます。

それと併せて、やはり令和4年10月から窓口負担2割が導入されました。1割の方で一定の所得がある方は、医療機関の窓口で2割負担していただくのですが、2割になった方については、外来で上限3,000円を超えた分は、高額療養費として、私どもから支給をするという特例措置が現在ございます。その分の影響も多分にあるかというふうに思っております。

ですから、令和5年度の実績見込みというところでは、通常の医療、診療報酬の改定の影響、また高額な薬剤とか医療の高度化の影響もあり、医療費自体が高くなったこと、それと2割に負担割合が増となった方に対する特例措置というのも継続されておりますので、その部分での影響により、増となるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（毎熊政直君）

ほかに。

9番、南島原市、寺澤議員

○ 9 番（寺澤佳洋君）

私、議員活動以外にも鍼灸師の資格を持ってまして、少しちょっと専門的なお話の質問になるかもしれないんですが、91ページの鍼灸師施術費の助成事業について、少し質問があります。

私、鍼灸師として、はりとかきゅうってというのは、恐らく一般的な高齢者のフレイル対策だとか、転倒予防にも効果があって、全体的な医療費抑制にもつながるんじゃないかというような考えを持っての前提の質問なんですけど、1つ目の質問で、これ1件当たり700円、恐らく月5回までの今制限がかかっていますが、これは全国で決められているものなのか。もし長崎だけで独自に変えられるものなのかということ、将来的に。

もう1つ、施術見込み、これ別の34ページのほうに、3万5,000人が平均月3.01回ですか。で、恐らく計算に近い数字が出てますが、これを超えて申請があった場合は、またもちろん補正がつくものなのかということの2点を、まず確認させてください。

○議長（毎熊政直君）

事業課長

○事業課長（高見徹君）

まず1点目の助成の基準につきましては、長崎独自の基準でございます。

もう1点の2点目です。予算を超えて申請があった場合については、流用または補正予算で対応するべきだと考えております。

以上でございます。

○議長（毎熊政直君）

9番、寺澤議員

○9番（寺澤佳洋君）

長崎県独自の基準であれば変えられるということだと思いますが、これは恐らくここ数年変わってないと思うんですよね。ここをどれぐらい検討されてるかっていうことを聞かせていただけますか。

○議長（毎熊政直君）

事務局長。

○事務局長（本多浩志君）

この施術費助成金の単価というものについては、先ほど課長がご説明したとおり、長崎県独自のルールとなっております。これにつきましては、やはりここを上げるということで、議員おっしゃるとおり、それが健康につながってくるということで、件数が増えて、予算が増えてしまうこともあり得ると思います。

ただ、そうなりますと、今度は保険料のほうにも跳ね返ってくるということも考えられます。ですから私どもとしては、この点については、慎重に考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（毎熊政直君）

9番、寺澤議員

○ 9 番（寺澤佳洋君）

もちろん、鍼灸受けたら必ず医療費が下がるというものではないですが、やはり今後、そういうトライではないですけど、同じことを続けても恐らく高齢者の医療ってのはどんどんどんどん上がって行ってしまいますんで、はりきゅう以外にも、恐らく全体の医療費を抑制する手段というものはあります。今日も、やはりその数%であったりだとか、数千円上がるだけで、これだけ多くの議論がなされる世界観であると思いますので、何かしらの方法で、全体の医療費を抑制する手段というのを、やはり今後この場も含めて、検討していく必要があるかなと思ひまして、1つの方略として提案をさせていただきました。

以上です。

○ 議長（毎熊政直君）

ほかに。

11番、西海市、平井議員

○ 11番（平井満洋君）

確認といいますか、ページ数は白が85で、緑が75になるんですが、特別調整交付金になります。

特別調整交付金で、原爆と被爆体験ということで、昨年より原爆のほうで1,955万円かな、被爆、被爆体験のほうで2,697万4,000円上がっております。この内容について、将来的に、あと何年か先にはこれ消えていく交付金だと思います。そうなった場合の、この費用というか、負担率のかさ上げというのはなるのかどうかというところだけ、1つ伺ってよろしいでしょうか。

○議長（毎熊政直君）

総務課長

○総務課長（有川和彦君）

特別調整交付金の、特に原爆被爆関係におきましては、国への要望事項を出しておりました。国への要望事項に関しまして、12月末に回答が来まして、今後、その市町の状況を見て検討をしていくということで、回答がっております。

国への要望につきましては、広島県ともお話をしたところ、検討するという回答が来ていますので、要望事項の要領に沿って、すぐにまた要望するのではなく、ある一定期間が経って、またこちらからその検討事項はどうなったかっていうことで、確認のための要望をしていきたいと考えております。

おっしゃるとおり、原爆の特別調整金交付金に関しては、今後減額が進んでいくということで、こちら理解しております。

以上でございます。

○議長（毎熊政直君）

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

この特別調整交付金の原爆被爆者、被爆体験者分、これは議員が一般質問でもしていただきましたけれども、私どもから国へ見直してほしいという要望をさせていただいたところまでは、ご報告をさせていただいたかと思えます。その回答については、今、総務課長が答弁したとおりであり、一定検討するという回答をいただきました。

ですから、現時点で、また改めてこれを要望するのではなく、広島県広域連合とも協議をさせていただいたんですけれども、「検討する」という回答をいただいたので、

しばらく一定期間といいますか、すぐ回答をいただけるものかどうかは分かりませんが、その国の動きを、状況を見ながら、改めて国のほうには検討をしていただきたい。もしくは検討するという部分での回答はいかがかというふうな要望確認を、今後していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（毎熊政直君）

11番、平井議員

○11番（平井満洋君）

申し訳ない。私の聞き方がちょっとおかしかったのかな。去年より上がってます。今回はですね。多分私の資料からいけば、令和5年の第1回2月のときの資料が、3億4,967万5,000円。これは被爆のほうです。これが今回、3億7,664万9,000円ということで、2,000万と1,900万ぐらい、2,000万ぐらい上がってるんです。その理由としては、被爆者の方がまた1人増えたということと、上がって繰り上げると、この体験者のほうが上がったというのは、被爆体験者がまたさらに増えてきたということで理解するのか。その年齢が上がったこと、それを体験者としてみなして上がったというだけの問題であるのかということ、そして将来的にこの数字が消えた場合に、我々の負担は上がるんですかっていう質問を先ほどしたんですが。

○議長（毎熊政直君）

企画監

○企画監（中村浩二君）

議員ご質問にありました、令和6年度予算と令和5年度予算を比較したときに、どうして上がったのかというご質問だと思います。

幾つか可能性が考えられますが、詳しくはまだ分析しておりません。内容としては、まず医療費が上がってきているということが1つ。

もう1つは、先ほど来、保険料改定のことでもありましたけど、高齢者負担率というのが上がっています。高齢者負担率が上がりますと、この原爆の特別調整交付金のほうで、原爆被爆者と体験者については、その分を交付金のほうが負担するように計算がなっておりますので、その分の上昇というのが考えられます。

以上2つが大きな要因ではないかと推定しております。

以上でございます。

○議長（毎熊政直君）

ほかに。

なければ、これをもって、議案第5号及び議案第6号に対する質疑を終結いたします。

これより、議案ごとに、順次、討論採決を行います。

まず、議案第5号「令和6年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算に」に対する討論に入ります。

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第5号を、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（毎熊政直君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「令和6年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」に対する討論に入ります。

2番、永田議員

○2番（永田勝美君）

はい。私は反対討論をいたします。

高齢者の生活に配慮しない、際限のない保険料引上げが進められています。制度発足以来、実質賃金は低下を続け、今、現役世代の実質賃金は、80年代半ばの水準に低下しています。

高齢者についても主な生活の糧とされる年金額は、目減りを続けています。その上に、最近の物価高騰や消費税引き上げにより、高齢者の生活はさらに困窮を極めているという状況があります。

そうした中で、今回の予算では、保険料率を均等割で6%引き上げ、夫婦で年間10万円を超える水準に引き上げています。低所得者を含めて一律の負担となる人頭課税というべき均等割は、大幅に削減すべきと考えます。

所得割については14.2%の引上げです。こんな保険料の引上げは、断じて容認できません。

さらに、この間、高齢者出産育児支援金制度が導入されまして、これについても後期高齢者保険制度からの負担というふうになりました。

こうしたことが許されれば、際限のない負担増を続けられていくと考えます。これらの保険料引き上げには反対であり、今回の予算には同意できません。

2つ目に、一部負担金の引上げも深刻です。医療機関受診に当たっての一部負担金は、多くの国民の反対を押し切って、2倍化が強行されました。

こうした現状を見れば、広域連合としては、高齢者の負担を軽減するべき特別の手だてが求められています。

実際に東京都では、制度発足以来、特別の負担軽減策が実施されています。

しかし長崎県の場合は、そうした独自措置はないと認識しています。ぜひとも独自の負担軽減策が採られるべきと考えています。

費用負担を、保険料引上げという形で高齢者に押しつける今回の予算は、負担だけが増えて、受診機会を失う高齢者を続出させることが危惧されます。それは、後期高齢者医療制度を破綻に導く対応と言わざるを得ません。

予防重視、軽度な症状でも早期受診を促していくことは、医療保険制度の常道ではないでしょうか。そのために受診時の一部負担は引き上げないことが重要であり、低所得者が多い高齢者に保険料負担を押しつけることは、許されないと考えます。

以上、反対討論とします。

○議長（毎熊政直君）

ほかに討論ございませんか。

はい。25番、福澤議員

○25番（福澤照充君）

議案第6号「令和6年度後期高齢者医療特別会計予算」に賛成の立場で、意見を申し上げます。

議案第2号で述べた趣旨とも同趣旨にはなりますが、やはりこの後期高齢者医療制度自体は平成20年に発足をして、十数年経過をしております。これまで高齢者の医療を安定的に支えてきた制度ではないかと思っております。

本予算案は昨年5月の健康保険法等の一部改正に伴う出産育児一時金に係る、後期高齢者医療制度からの支援金や、保険料の引上げを含む内容になっておりますけども、

被保険者数の増加、そして1人当たりの医療費の増加といった状況を踏まえると、やはり制度の安定的な運営のためには、やむを得ないものがあるかと考えております。

その上で、やはりこの将来の展望をやはりしっかりと持って、長崎県の高齢者が引き続き安心して医療を受けられるように、1つには財政基盤の安定、そして医療費の適正化対策、被保険者の健康増進政策、さらに取り組んでいただくことを要望して、この本予算案に賛成といたします。

○議長（毎熊政直君）

これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第6号を、原案のとおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者 起立】

○議長（毎熊政直君）

起立多数であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

それでは、開始以来2時間を過ぎておりますので、ここで暫時休憩をいたしたいと思います。再開は15時35分からといたします。

休憩いたします。

（休 憩）

（再 開）

○議長（毎熊政直君）

多少時間は早いようですが、皆さんおそろいのようなので、会議を再開いたし

ます。

次に日程 10「議案第 7 号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

ただいま上程されました議案第 7 号「財産の取得について」、ご説明いたします。

白色の表紙の定例会議案は 109 ページから 111 ページまで、緑色の表紙の定例会説明資料は 109 ページから 113 ページまででございます。併せてご覧いただきたいと思っております。

それでは、まず白色の表紙、定例会議案の 111 ページをご覧いただきたいと思っております。

111 ページの下段、提案理由に記載のとおり、本広域連合で行っている事務に係る基幹システムが、耐用年数を経過すること、また全国の広域連合が、後期高齢者医療に係る事務処理を、統一した仕様で行うために利用している電算処理システム、「標準システム」と言っておりますが、この標準システムも耐用年数を経過することから、2つのシステムの更改に合わせて、両システムを統合した新たな機器を購入しようとするものでございます。

その内容につきまして、緑色の表紙、定例会説明資料でご説明したいと思います。申し訳ございません。定例会説明資料の 110 ページをご覧いただきたいと思っております。

「1 提案の趣旨」でございますが、先ほど提案理由で申し上げたとおり、標準システムの機器更改と、通常の事務作業を行う事務系基幹システムの機器更改に際し、共有可能なシステムを一元化することにより、経費の圧縮とシステムの効率的かつ安全で安定的な運用とするため、機器の購入を行おうとするものでございますが、この

機器購入に係る金額が2,000万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第8号、及び長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会へ提案するものでございます。

次に、「2 取得する財産」でございますが、事務系及び標準システム統合サーバー構築一式として、内訳の表に記載しておりますサーバー等を取得しようとするものでございます。

契約の方法でございますが、1社見積りによる随意契約でございます。

「4 契約金額」でございますが、4,103万円でございます。

111ページをご覧ください。

「5 契約の相手方」でございますが、NBC情報システム株式会社でございます。

「6 1社見積りによる随意契約理由」でございますが、本業務は、令和6年度に実施する標準システム、及び事務系システムの更改に当たり、2つのサーバーを統合し、設計・構築・通信・動作の確認を行うものであり、これまでどおり、日々の業務を行いながら作業を行うこととなります。そのため、不具合が生じた場合、すぐに対応することが必要であるとともに、現行のシステムに精通していることが不可欠でございます。

先ほど申しあげました業者は、現行の標準システムの構築に携わっていると同時に、現行の標準システム及び事務系システムの保守を担っていることから、それぞれのシステムの機器の構成に精通しております。

併せて、長崎県等における同様の業務の実績が多く、事業所が本広域連合事務局から近いことから、不具合が生じた場合の迅速な対応が可能であります。

以上の理由により、111ページ下段に参考として記載しております、地方自治法施行令第167条の2、第1項第2号の規定及び長崎県後期高齢者医療広域連合契約規則第22条第1項第2号の規定に基づき、当該業者より見積りを徴収し、随意契約

を締結しようとするものでございます。

なお、この契約につきましては、現在仮契約であり、今議会の議決後に本契約を締結することとなります。

112ページをご覧いただきたいと思います。

「7 今後のスケジュール概要」でございますが、今議会で議決をいただいた後、本契約を締結いたします。その後、令和6年4月に、AWS、アマゾン・ウェブ・サービスに接続する回線の契約を締結し、回線が開通した後、データ等の移行を行い、令和7年1月に新しいシステムの切替りリハーサルを行います。そして、令和7年2月25日から新システムの本格運用開始を予定しております。

113ページに、構築仮契約書の写しを掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

議案第7号の説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（毎熊政直君）

それでは議案に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示しく下さい。

2番、佐々町、永田議員

○2番（永田勝美君）

112ページにあります今後のスケジュール概要のところ、AWS接続回線契約締結というのがありますけれども、いわゆるアマゾンのサーバーと接続するということについて、情報管理等についての危惧というのはないのかということについて、確認したいと思います。

○議長（毎熊政直君）

企画監

○企画監（中村浩二君）

AWSによる情報管理の危機はないのかということで、ご質問いただきました。議員からは以前も、アメリカ合衆国の法律で、国外にあるデータであっても、国防有事の際には、アメリカ合衆国は見るができるというような法律はできているが、大丈夫かというご質問があったと思います。

その件について、このクラウドのほうを管轄しております、国保中央会のほうに問い合わせをしております。問い合わせをした結果、回答としてありましたのが、まずは、クラウドサービスに個人情報情報を保存してはならないとする法令や、ガイドライン等の存在は、確認できておりません。これは国内法の問題でございます。

そしてAWSについては、政府が進めてますガバメントクラウドにも採用されてますので、一定の安全性はございますと。その上で、システムや運用上の個人情報漏えいに対するリスク対策については、厚生労働省のほうから、特定個人情報保護評価書というのが各広域に配られておりまして、こちらのほうでも対策が記載されておりますので、個人情報の漏えいについては安全でございますという回答を得ております。

なお、このクラウドについては、国内に物理的なサーバーを設置するようになっておりますので、有事の際にも、そこはアメリカ本土にあるわけじゃありませんので、安全だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（毎熊政直君）

2番、永田議員

○ 2 番（永田勝美君）

はい。以前にも質問した内容とだぶるところがあるんですけども、やはり中央会の回答ということで、今回の件については理解するところですけども、政府が、いわゆる政府の機密情報についてはAWSを使わないというふうに、私のところでは聞いておりますので、その点については、改めて再度確認をしとっていただければということをお願いしておきたいと思っております。

○議長（毎熊政直君）

企画監

○企画監（中村浩二君）

議員ご指摘の政府の機密情報につきまして、併せて調べてみたんですが、国防情報に限るお話でございます。ですので、私どものほうは民生用の情報になりますけど、個人情報を含むものについて、それは国防上の情報ではございませんので、議員の前読まれたそのニュースとは、整合性はあろうかなと思っております。

以上でございます。

○議長（毎熊政直君）

ほかにございませんか。

11番、平井議員

○11番（平井満洋君）

はい。今説明等があって、資料は111ページです。111ページでしたよね。

いわゆる111ページで説明をいただいた内容、これを読ませていただいて、十分気持ちはよく分かります。しかしながら、やっぱり4,000万を超えるっていう中

で、ここはやっぱり2者見積りが欲しかった。一方的に4,103万円って言われても、このものがどういったものかよう分からんし、できれば比較するものが欲しかった。

随契に至る気持ちは分かりますけど、あるいは総合方式か何かで2者取って、この内容だからこっちを選んだという方向でいただければ、私たち議員も賛同しやすかったというか。これだけでは、私の見解としては、なかなか賛同しにくい今回の議案じゃないかと思っておりますが、事務局どう思いますか。

○議長（毎熊政直君）

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

平井議員のご質問でございます。私どもも、どういった契約の方法、取得の方法っていうのを、十分事務局内で検討させていただきました。その中で、やはり今回、令和6年度に統合作業を行うとしたときに、先ほどの説明の繰り返しにはなってしまうんですけれども、通常の業務っていうものをやりながら、統合作業をやらなきゃいけない。そういった中で、別の、全く違う業者となった、もしそこが、金額的にも大丈夫というふうなことになった場合に、もし不具合が生じたとき、もしくは何らか引き継ぎといいますか、前のシステムの内容等で確認をすべき状況が、仮に発生したとき、今使っているシステム、これは止めることができません。ですから、先ほどご説明の中で私が申し上げましたけれども、これまでの実績があり、精通していること、そして私たち広域連合事務局の業務に支障がない。それはひいては、市町の担当の皆さんの業務にも支障が生じない。それを大きくもっと捉えれば、被保険者の皆さんへの保険証の交付とか、そういったところにも影響を与えないという考え方の下で、今回1者見積りというふうなことで、判断をさせていただいたところでございます。

この点については、ご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（毎熊政直君）

11番、平井議員

○11番（平井満洋君）

局長の答えってというか、言い分もよう分かります。だからこそそれは2者取って、その後に「こういうふうだからこうなんだ」ってことをやるべきなんじゃないかと、私は思うわけですよ。そういったものを議案にしてもらわんと、1者見積りで随契ですと、内容は近いからとか、メンテナンス今までやってきたからとかって、そういうだけで、随契というのはあまり皆よく思わないんです、基本的に。だからこそ、2者見積りをやって、ちゃんと総合評価で、もう安かろうが駄目なものは駄目じゃないですか。そっちの説にもっていかんといかんっていうことを、ちょっと言いたいんですけど、いかがですか。これ、西海市やったら認めんですよ。私はですね。

そのあたりをちゃんと踏まえた上で、こういう思いだからって、思いは分かります。思いは分かるけども、もう少し説得力のある思いを言わんと、じゃあほか安かったらどうするのかとかになったら、いろいろ言われんで済むじゃないですか。そのあたりで、答弁要らんですよ。理解しました。今後よろしくお願いたします。

○議長（毎熊政直君）

ほかにございませんか。

なければ、これをもって、議案第7号に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第7号「財産の取得について」に対する討論に入ります。

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第7号を、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（毎熊政直君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程11「議会運営委員の選任について」を議題といたします。

本件につきましては、議員の辞職により欠員が生じているため、選任するものであります。

委員の選任につきましては、議会委員会条例第5条の規定により、議長において指名いたします。

議会運営委員に、平戸市選出、池田稔巳議員を指名いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（毎熊政直君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

次に、日程12「一般質問」を行います。

なお、一般質問については、議会運営委員会の申し合わせにより、質問、答弁を含め、1人につき30分以内となります。

まず、13番、山口議員

○ 1 3 番（山口鉄秀君）

1 3 番、山口が一般質問を行います。

1 つ目は、国民置き去りの「マイナ保険証化」についてであります。

国は、マイナンバーカードの普及のために、国民を 2 万円のポイントで釣る。マイナンバーカードの普及と交付で連動させて、地方自治体をあおる。健康保険証を廃止するとして、カードを持ってという、強引に進める普及策を進めてきた結果、システムの欠陥を見過ごし、ミスも多く、立て続けに犯してきました。

マイナ保険証を別人の情報として登録する紐づけミスで、他人の住所、住民票に、住民票写しなど証明書を交付する。マイナポイントを別人にポイントを付与する。保険証のシステム不具合から、無効・該当資格なしの提示をするなど、トラブルが発生してきました。マイナンバーカードをめぐるトラブルが多発し、国民の不信を広げてきた拙速な制度の普及を図ったツケが広がっています。廃止を含めた見直しが急務と考える国民が多くいます。

国は、マイナンバーカードの管理に不安がある高齢者を対象に、暗証番号の設定をしなくても、カードを交付するなどしています。資格証明書を発行するなど、あくまでマイナ保険証の一本化を、今年 1 2 月に進めようとしています。

しかし、国民の不安は解消されず、また多くの問題を残し、多くのマイナ保険証の未取得者がいる中での強行をすれば、大きな混乱が生じると考えます。

今後、マイナトラブルや資格確認書の交付の遅れ、申請もれ、システム改修の遅れなど等のトラブルも含めて、どう対応していくのか、どのようなお考えでしょうか。

2 つ目は、重い負担となっている保険料についてです。高齢者は物価高騰の中で、年金に頼る厳しい生活になっています。年金から健康保険料、介護保険料が天引きされ、年金は減るばかりです。

一方、病院にかかることが増えて医療費負担が増え、介護利用料も増えています。

このように、高齢者世帯の非消費支出、公租公課負担はかなり重くなっているのが

現状です。その事態をどう把握しての保険料の今回の引上げなのでしょうか。今回の保険料改定は、均等割で3,000円の引上げで、5万2,400円、所得割で1.28%のアップです。

平成20年から少しずつ引き上げられてきましたが、今回の保険料改定は、これまでにない大幅な引上げです。年金生活の高齢者にとって重い負担です。生活を一層危況に追い込み、病院受診を控えることになります。結果として重症化につながり、命を縮めることになります。高齢者にとって、冷たい重い負担押しつけと言わざるを得ません。

改めて、今回の保険料引き上げと今後の医療制度の在り方について、どのようにお考えでしょうか。

以上2点について、お答えください。

○議長（毎熊政直君）

連合長

○連合長（古川隆三郎君）

山口鉄秀議員のご質問に、答弁をさせていただきます。

まず1点目であります。国民置き去りのマイナ保険証化についてです。

健康保険証の廃止期日を、令和6年12月2日と規定した政令が、令和5年12月27日に公布されました。マイナ保険証のトラブルへの対応については、令和5年6月、マイナンバーカードと保険証の一体化に関し、別人の情報を紐づけられる事案等が発生したことから、国においては関連するデータやシステムの総点検、今後新たな誤りが生じないようにするための仕組みづくり、国民の不安払拭のための丁寧な対応を基本方針として、解決への取組が進められました。

それぞれの医療保険者によるデータの点検に加え、登録済みデータ全体について、

住民基本台帳との突合による確認を国において実施し、令和5年11月までに作業が完了したところであります。

また、マイナ保険証で医療機関を受診した際に、被保険者情報が確認できないなどのトラブルについても、適切な自己負担割合で受診していただけるよう、医療機関における対応の明確化がされました。

さらに今後、マイナ保険証を所持している方が、自身の被保険者情報を簡易に把握できるよう、資格情報のお知らせを送付することとなります。このお知らせを所持していただくことで、被保険者情報の明確化を図り、医療機関でトラブルとならないようにするなど、マイナ保険証移行へ向けた不安払拭や、トラブル解決の取組が進められています。

次に、令和6年12月2日以降交付することとなります資格確認書については、保険者による職権交付が認められており、申請によらないで、資格確認書を交付を行うなど、マイナ保険証を所持していても、希望される方には申請により交付することができることとなっています。

この資格確認書交付を初めとする後期高齢者医療制度システムの改修ですが、後期高齢者医療制度のシステムは、全国共通のシステムとなっており、国において、プログラム等の改修を実施することとなっています。

広域連合としましても、マイナ保険証や資格確認書に関するお知らせなど、分かりやすい周知を行い、被保険者の皆様方が安心して医療を受けられることができるよう、取り組んでまいります。

次に2点目であります。重い負担となっている保険料についてです。

後期高齢者医療制度は、高齢者を国民全体で支えることを念頭に、制度設計がされております。制度運営に必要な財源について、患者負担を除いた医療給付費の約5割が公費、約4割が現役世代からの支援金、残る約1割が被保険者からの保険料で運営されています。

医療給付費は、医療の高度化や被保険者数の増減などにより、年々変化をするため、保険料改定を2年ごとに行い、保険制度の運営が持続可能になされるようにされています。

保険料は所得割と均等割によって構成されますが、低所得者の負担を軽減する観点から、均等割について軽減制度が設けられています。また保険料については減免制度もあり、著しい収入減少がある場合などは、減免を行っています。

広域連合としましては、物価高騰を初めとする被保険者の生活を取り巻く状況を十分把握し、保険料改定による被保険者の負担が過度なものとならないよう、国による新たな仕組みづくりや財政措置について、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、要望を行ったところであります。

併せて今回の保険料改定に当たって、財政調整基金を活用するなどの負担の軽減にも努めています。

今後も、被保険者の皆様にとって安心して医療を受けることができる、後期高齢者医療制度となるよう、国の動向を注視しながら対応してまいります。

以上、本壇からの答弁とさせていただきます。

○議長（毎熊政直君）

はい、13番、山口議員

○13番（山口鉄秀君）

まず1点目のマイナ保険証についてであります。様々な国の取組があつて、問題解消が昨年もずっと進んでおりますが、まだまだ問題は残っているというふうに思います。

実際にマイナンバーカードをマイナ保険証に変えたという方も、問題がまだチェック、全員済んでるわけではありませんし、ましてやマイナンバーカードの取得率、壱

岐市でいきますと、75歳未満が83%、65歳以上が66%であります。その中で、75歳未満でマイナンバー保険証に変えた人が59.7%と、それから75歳以上が41.2%と、こういう実態ですよね。こういう実態を12月までにどれだけ解消するんだという大きな課題が迫っているわけです。

保険証に変えなくても資格確認書を出すからということで、乗り切るということでしようけれども、でも実際に保険証がなくなれば、マイナ保険証に変えようかという人も増えるわけですが、やっぱりそこで問題が解決していくのか、混乱はないのかということをおもうわけです。

特に、この間、トラブル解消に取り組んだけど、ただ国民の不信があって、まさに使用率が下がっていますよね。もう10%を切っているじゃないですか。そういう使用できるメリットもないのに、広域連合の要望書には、マイナ保険証のメリットを理解してもらって、安心して利用できるように国に求めています。これはやっぱり違うんじゃないかな。もっとこう厳しく、国のやり方に迫るべきではないかなと思います。どうですか。

○議長（毎熊政直君）

保険管理課長

○保険管理課長（三谷浩君）

はい。マイナ保険証については、その利便性の部分について、広く皆様にお伝えしていくということで取り組んでいきます。マイナ保険証を一回所持していただければずっと長くお使いいただけるとか、限度額認定証が不要となり、カード1枚でご利用いただけるとか、ご自身が使った医療情報を、確定申告などする部分について、全てのデータをマイナポータルで確認できるなど、この利便性の部分をまず知っていただくという取組を、令和6年度には実施することとなっております。

このため、令和6年度の取組としましては、一度ご利用していただきたいという旨を、周知の中に入れる予定となっているところでございます。

先ほどマイナ保険証の利用率が低いようだが、というお話もあったかと思えます。まず、マイナ保険証、この利用率が現在私どものほうで把握できているかという部分については、把握できてはおりません。

ただ、このマイナ保険証の利用率については、今年の2月、今月からですけれども、社会保険支払基金と国保中央会が共同で組織しております、医療保険情報機関等実施機関、こちらから、私ども保険者における直近の利用率とか、全医療保険者の平均値などのデータが送られてくると思えますので、これらを確認しながら、今後の将来の検討を進めていくこととなろうと思っております。

以上です。

○議長（毎熊政直君）

はい。13番、山口議員

○13番（山口鉄秀君）

実際に医療機関で使ったらトラブルが起きたとか。ただ、昨年国民はいろいろ経験しているわけですし、それから医療機関も、認証のために事務的な負担が多い。それから自治体の職員も、発行のために労力を取られると、そういう意味で、いずこをとっても負担増で、このデジタル化で何が国民にとって、それから自治体の職員にとってメリットがあるんだという点で、やっぱり不信とか不安があるわけですよ。

今後、単に12月に保険証を廃止したからといって、一気にマイナ保険証でいくわけじゃないですから、その点で国民にしっかりとした12月以降の、仮に紙の保険証がなくなったときに、今後確認書を5年間のやつで出すというんですけども、また更新をしなければならないとか、それからマイナ保険証も5年ごとに更新しなければ使

いものにならないとか、そういう手続上のことも含めて、スケジュール、もう少し市民、国民に対して周知できるような流れってというのは、考えていらっしゃいますか。

○議長（毎熊政直君）

保険管理課長

○保険管理課長（三谷浩君）

現在国においても様々な議論があつてるかと思ひます。今現在、資格確認書の移行に関して、私どもの保険者のほうに、資格確認書の様式、サイズ、材質、誰が対象になるかと、そういう大枠の部分が示されておりますが、今後移行に向けたスケジュール部分について、詳細な部分がまだ届いておりませんので、その部分が届いてから、具体的な検討のほうに入っていくという状況でございます。

以上でございます。

○議長（毎熊政直君）

13番、山口議員

○13番（山口鉄秀君）

これまでの不安、それからいろんなトラブルを解消して、長く国民が安心して、やっぱり保険証、これはもう命に関わる大事なことです、安心して保険証が使える、医療にかかれる体制をしっかりと作っていただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

では、2つ目の重い負担になっている保険料です。

先ほどの保険料改定するときでも、皆さんのいろんなご意見がありましたが、この物価高の中で、国民、年金で頼る生活者は、高齢者は大変です。

とりわけ壱岐市の場合、農業・漁業でずっと若いときから働いてきた方は、国民年金であります。壱岐市の場合、1割負担の保険証を持っているのが95%ほどなんです。2割負担の人が1割というふうで、極めて低所得者層が多いわけです。昨年度の普通徴収は520人で、10%の方が普通徴収なんです。

滞納も259件ということで、250万円の滞納がある。短期保険証も、令和3年が24人、令和4年が21人、令和5年が11人と多いんです。ほかの自治体と比べても、多いというふうに私は感じているんです。

このように、低所得者がいて、高齢の中で、年金生活で年金が天引きされて、手元に残る生活費が本当はないという状況を、やっぱり分かっていらっしゃるのかというふうに私は思うんです。

今回の値上げについても、3,000円の均等割の値上げ、そういうふうなことで、やっぱり大きな負担で、結局やっぱり生活保護世帯よりも低いところでの生活している貧困層に当たるようなことがあるわけですよ。

そういうところへの目配せというか配慮で、7割削減というか、7割の軽減をされていますが、7割軽減が、63%の人が7割軽減なんですよね。それから5割軽減が9%、2割軽減が6%というふうに、やっぱり7割軽減が多いわけです。

そういう中で、今回の値上げ、やっぱり大きな国民負担になるというふうに思いますが、今後、先ほど言われました、賛成討論で言われましたが、今後のその保険料率をこのままこう上げるのかと。やっぱり十分な対応が必要じゃないかというふうに思うんですが、今後この2年だけじゃなくて、その後も含めた長期的な保険料についての考えを、もう一度お聞かせください。

○議長（毎熊政直君）

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

再質問にお答えいたします。

将来的な展望という部分だと思います。今後も、令和7年に団塊の世代の皆さんが、後期高齢者医療制度に全て加入するということになってます。それ以後も、高齢者の皆さん、75歳到達する方は増えてきます。こういう状況の中で、やはり医療給付費っていうものは年々増えていくものと想定をしています。

これまでの議案審査の中で答弁させていただきましたけれども、負担をできるだけ軽減するために、国に対する要望も行っております。併せて私どもが持っている財政調整基金、こういったものを取り崩して、負担軽減に使っております。また、長崎県が保有する財政安定化基金、こちらのほうの活用についても協議をさせていただきます。

そういった中で、私どもが保有する財政調整基金、これも今回、2年度間で35億崩す予定としております。

この財政調整基金も、保有する額がどんどん減ってくる形になります。これを将来、被保険者の皆さんの負担を軽減するために、どれだけ取り崩していくことができるかというのを考えたときに、今回は令和6・7年度でしたが、次の8・9年度、こちらでも確実に被保険者は増えますし、医療給付も増えてきます。そのときに、今回35億円で、次の8・9年度にどれだけ取り崩すことが可能か。そこも含めて、10・11年度、その次の特定期間までは、同規模ぐらいの基金を取り崩さないと、負担が急激に上昇してしまうという予想を、私ども立てております。

そうすると、私ども広域連合が保有する財政調整基金は枯渇します。枯渇してしまえば、全てを被保険者の皆さんの保険料率に、負担していただく以外はございません。後期高齢者医療制度を運営していくためには、そうせざるを得ない。

だから、そういう状況にならないためにも、今後の医療費の動き、そういったものを私ども十分に注意して見ながら、負担軽減のための財政調整基金をどれだけ崩すこ

とができるのか。そういったものを併せて検討しながら、今後も被保険者の皆さんの、できるだけ負担を軽減するという考え方の下に立って、事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（毎熊政直君）

13番、山口議員

○13番（山口鉄秀君）

国民は物価高騰で、今年の夏なんか地域を回っていると、もう冷房をつけたくてもつけられない。熱中症になるけども、お金がかかるから、高齢者がですね、その玄関先の風通しのいいところにじっとしてると、そういうぐらいにして、やっぱり生活を切り詰めている、そういう状況があるわけですよ。で、そういう方が、やっぱり病気になったら病院にもかかれないとか、そういうところがどんどん広がっている。やっぱりそこをきちっと考えた上で行政の果たす役割があるというふうに思うわけです。

抜本的に限られた器の中からどれだけお金を出してというよりは、もっと大きく、今後の保険制度そのもの、国の制度そのものも含めて、そこが肝心だと思いますが、そこを変える議論をぜひしていただく。

そして今回だったら、県のほうに財政安定基金交付金あたりのことをもっと早くして、できるだけ負担を少なくして、命の続く、そういう医療制度を作っていくと。そういう点での努力をお願いしたいということを述べて、終わります。

○議長（毎熊政直君）

次に、2番、永田議員

○ 2 番（永田勝美君）

2 番の永田勝美でございます。

私は、今回の質問は、主に実務的な問題というふうについてよいのかなというふう
に思うんですけども、後期高齢者受託事業に係る消費税についてということで、高
齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事務委託料というのがあります。これは各
市町で行っている、保健予防活動、町民健診だとか、そういったことを、後期高齢者
医療の委託事業として受けてやっている。それに対して、その受託に関わって、後期
高齢者医療広域連合から委託金を受けている。それに消費税がかかるかどうかという
問題です。

先般、佐々町議会におきまして、平戸税務署からの指摘を受けて、受託料に関する
消費税の申告を怠っていたということで、令和 2 年度にさかのぼって、申告をしてい
なかったということに対する加算も含めた追徴の指摘がありまして、延滞税、無申告
加算税を含めて、9 5 万 8, 2 0 0 円の納付を昨年末に専決処分で行ったということ
で、先般私どもの臨時議会で審議がありました。

どういう経過なのかというふうに聞きますと、受託料について、消費税の対象にな
るという通知が、昨年厚労省から発出されていたのですけれども、その際に、佐々町
の担当職員は、後期高齢者医療広域連合事務局に電話で確認をした。電話で確認をし
たところ、申請は必要ないのではないかとというふうに回答を受けたということで、申
告対象外という認識を得たというふうに言っているんです。議会では、そういう誤っ
た認識をしてしまったということで、結果、申告もれということになった。こういう
経過であります。このような経過を踏まえて、以下の質問をしたいと思います。

1 つは、改めて受託料に消費税は課税されるのかということについて。このことにつ
いては厚労省と国税庁の間での様々なやりとりがあったということもあり、かなり
混乱をしているようです。

2 つ目には、課税されるとすれば、消費税申告が必要とされる範囲はどうか。

1, 000万円以下の場合には必要ないのか。

それから3つ目に、佐々町の実務担当者は、後期高齢者医療広域連合事務局に相談をしたというふうに言っているんですけども、今となってどうかということが確認できるか、相談を受けたことが確認できますかということ伺いたい。

そういう経過の中で、広域連合事務局としての瑕疵はなかったのか、問題はなかったのか。対応について、万全の対応がされたのかということについて、正したいというふうに思います。

2つ目は、この受託料に係る、課税に関わって、先ほど言いました5月17日付の厚労省事務連絡によれば、委託費に人件費相当額が含まれていたとしても、委託費の全体が消費税課税対象となる。人件費を含んで計算されますということが、文書の中に書かれてあります。

一方で、令和6年1月16日付、会計検査院から厚労省への改善要望通知というものが出されたということではありますが、その中では、人件費相当分については、課税対象とならないという見解が示されています。

仮に会計検査院の見解がそのとおりということになれば、受託事業の大半を占める人件費相当分を除外した額が、課税ということになるのが相当でありますので、佐々町の場合、受託料は1,000万そこそこですから、大半が人件費ということになれば、その分差し引かれる、課税対象外である。だから、税務当局の指摘が不当ではないかということになるのではないかと思います、いかがでしょうか。

ただ、最後に、後期高齢者医療の受託事業に係るこうした問題について、改善策はどうなんだろう。受託している事業について、今のような経過で混乱がありました。結果として、わずかですけども、町の、町民の予算を毀損したということと同時に、行政に対する町民の信用を失墜させる結果ということになったと思います。

広域連合として、一連の経過を踏まえた改善策はないのかということについて、伺いたいと思います。

以上です。

○議長（毎熊政直君）

連合長

○連合長（古川隆三郎君）

永田勝美議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、1点目の後期高齢者受託事業に係る消費税についてです。

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施については、国の特別調整交付金を活用して実施している事業で、広域連合が市町へ委託して実施をしています。

まず、受託料に消費税は課税されるのかというご質問ですが、当該の委託料については、事業を委託し、実施していただく対価として支払うものであることから、消費税相当額を加算して支払っております。

次に、課税されるとすれば、消費税申告が必要とされる範囲についてのご質問です。消費税法上では、地方公共団体の一般会計については、売上げと仕入れの消費税を同額とみなすとされており、消費税の申告義務が免除されます。

一方で、特別会計については、基準期間の課税売上高が1,000万円以下の免税事業者以外は、申告が必要であると認識しております。

次に、町の実務担当者から相談を受けたことは確認できるかというご質問ですが、佐々町からは電話で、事業の委託料は消費税の課税対象かというお尋ねがあり、課税対象である旨を説明したことを確認しています。消費税申告の必要性については、広域連合で判断できる内容ではございませんので、お答えをしておりません。

最後に、一連の経過の中で、事務局の対応に瑕疵はなかったのかというご質問です。

先ほどの答弁の繰り返しとなりますが、消費税申告の必要性については、広域連合が判断できる内容のものではなく、消費税法に基づき、また必要に応じて税務署に相

談するなどして、市町が判断すべきものだと考えているところであります。

2点目の後期高齢者受託事業に係る会計検査院の見解についてのお尋ねです。

議員がご質問の中で発言されました会計検査院の見解とは、令和6年1月16日、高齢者保健事業と介護予防等の一体的な実施に関わる特別調整交付金の交付額の算定についてと示された、会計検査院から厚生労働省への特別調整交付金に係る処置要求であります。

その内容は、交付金の対象は、市町村が事業を実施するために配置した保健師等の人件費とその他の経費の合計額に、消費税相当額を加算した額となっているが、市町村が給与等の人件費を払う際に消費税を支払うことはないために、市町村が消費税の申告を行わないのであれば、人件費に関わる消費税相当額を、対象経費に含めて交付金を算定することは適切ではないとして、改善を求めるものであります。

この会計検査院の見解によると、消費税の申告を行う場合には、人件費に関わる消費税相当額も、交付金の対象となると解されるところであります。

したがって、消費税の申告の可否を判断する際に、人件費相当額を除外していいとする根拠とはなり得ないと考えております。

3点目の後期高齢者受託事業に関わる改善策についてのお尋ねです。

広域連合では、これまでも国から発出された文書などは、速やかに市町へ情報提供し、また保健事業の実施にあっては、年2回の市町担当者会議や、年3回の一体的実施推進会議において、法改正等の内容や事業の実施方法、前年度からの変更点などを詳細にお伝えしております。

会計検査院からの指摘を受けて見直される、一体的実施における委託事業の算定方法につきましても、1月25日に厚生労働省から情報を受けた後、直ちに市町へ情報提供を行ったところであります。また、3月6日に開催予定であります、第3回一体的実施推進会議でも説明をする予定としています。

今後ともこれまでどおり、市町と情報共有・連携を図りながら、保健事業の適正な実

施に努めてまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

○議長（毎熊政直君）

2番、永田議員

○2番（永田勝美君）

ご答弁ありがとうございました。

町の担当者の報告、認識が誤っていたということであるというふうに、改めて認識いたします。

併せて、やはりこの問題については、当初のこの事業発足当初から、人件費をめぐる議論というのはどうもあったようでございます。それが厚労省の言い方でいくと、それについては一会で受ける分については対象にならない。特会で受ける場合については対象になると、そういうところが大変分かりにくいというふうに思います。同じ事業をやって、一会で受けても、特会にまた、お金がいくわけですから、実際には同じ事業をやるのに、片方の町では消費税かかる、片方はかからないと、これは非常に分かりにくいと思うんですね。

また、消費税を福祉に使うというふうに言われているわけですから、そういう趣旨からしても、まさに福祉の中心事業である保健事業でありますから、こういったものの事業に消費税が使われるということになって、そこから消費税を取るというのは、いかななものかという思いもありまして、改めて、もちろん広域連合独自での対応というのはなかなか難しいのかもしれないのですけれども、やはり厚労省に対しても、一定の改善要望を出していただきたいということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○議長（毎熊政直君）

以上で一般質問を終わります。

お諮りいたします。今定例会において議決された各案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（毎熊政直君）

ご異議なしと認めます。よって、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全部終了いたしました。これにて閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。

＝閉会 午後4時31分＝

上記のとおり会議録を調製し署名する。

議 長 每熊 政直

署名議員 山口 一三

署名議員 小田 孝明